

第 I 部 手続解説

第1章 あっせん・仲裁¹

第1節 あっせん

1 趣旨

委員会のあっせんは、事業者等の間に紛争が生じた場合において、委員会が指名するあっせん委員が両当事者の間に入り、必要に応じあっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度である。

あっせんは、当事者が互いに譲歩することが期待できるような紛争をその対象とするものであり、裁判や後述する仲裁よりも簡易な手続により行われる。

あっせん委員が提示することができるあっせん案は、その受諾を当事者に強いるものではないが、あっせんの手続を経た上で当事者の合意が成立した場合には、民法（明治29年法律第89号）上の和解が成立したこととなる。

2 対象となる紛争

(1) 電気通信事業法関係

ア 電気通信事業者間の協定・契約に関する紛争

(ア) 電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約に関する紛争

これらの協定・契約に関する紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第154条第1項（事業法第156条第1項及び第2項で準用。））。

¹ 申請書作成に当たっては、
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/arbitration_a4.html) を参照。

対象となる協定・契約	紛争の内容
① 電気通信設備の接続に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき²。 ・協議を開始したものの協議が調わないとき³。 ・当事者が取得・負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について、当事者間の協議が調わないとき⁴。
② 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	
③ 卸電気通信役務の提供に関する契約	

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後又は総務大臣に対して協議命令の申立て若しくは裁定の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第154条第1項ただし書（事業法第156条第1項及び第2項で準用。）。）。

(イ) 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約に関する紛争

電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約として電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号。以下「事業法施行令」という。）第10条及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）第54条の2で規定するものに関する紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第157条第1項）。

対象となる協定・契約	紛争の内容
① 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・接続のための伝送路の設置・保守契約 ・コロケーション設備の設置・保守契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。
② 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用に関する協定・契約 【具体例】	

² 「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき」とは、協定等を締結することについて、一方当事者が協議を申し入れたものの、相手方が全くその協議に応じない場合をいう。

³ 「協議を開始したものの協議が調わないとき」とは、協定等を締結することについて、その協議を開始したものの、協定等の締結自体について協議が調わない場合をいう。

⁴ 「協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」とは、当事者間において協定又は契約を締結すること自体は合意しているが、その細目について協議が調わない場合をいう。

<ul style="list-style-type: none"> ・局舎、管路、とう道の利用契約 ・遠隔収容装置（R T）設置施設の利用契約 <p>③ 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送路設備の設置場所・仕様・空き状況の提供契約 ・局舎の設置場所・空き状況の提供契約 ・接続料、工事費等の負担額及び算定根拠の提供契約 <p>④ 電気通信役務の提供に関する業務の委託に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金請求や料金回収に関する委託契約 ・各種販売や注文取次に関する委託契約 <p>⑤ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備の利用又は運用に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報の取扱いに関して用いられる設備（データベースなど）の利用又は運用契約 ・優先接続登録センタ設備の運用契約 ・自家発電設備・空調設備の利用契約 ・クロージャの利用契約 ・専用役務の提供に当たって用いられる設備の利用契約 ・電気通信業務用無線局の無線設備（フェムトセルなど）の利用又は運用契約 	
---	--

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第157条第1項ただし書）。

イ 電気通信事業者と事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者との間の契約に関する紛争

電気通信事業者と事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業（以下「第3号事業」という。）を営む者との間における、第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第157条の2第1項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第157条の2第1項ただし書）。

なお、第3号事業とは、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」のことであり、例えば、電気通信回線設備を設置せずに、配信サーバのみを設置して、動画、音楽、ゲーム等のコンテンツを提供する事業（いわゆるコンテンツ配信事業）などが該当する。

（2）放送法関係

放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている（放送法第11条）。

有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者⁵に限る。）（以下「ケーブルテレビ事業者等」という。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して再放送を行う場合には、当該基幹放送事業者の同意が必要である。

この再放送の同意に関する紛争については、以下の場合に、当事者（ケーブルテレビ事業者等又は基幹放送事業者）はあっせんを申請することができる（放送法第142条第1項）。

対象となる同意	紛争の内容
○ ケーブルテレビ事業者等が地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して行う再放送に係る同意	・ ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき。 ・ 協議は開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後又はケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（放送法第142条第1項ただし書）。

⁵ 放送法第140条第1項の規定により、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者のこと。

(3) 電波法関係

ア 無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する紛争

免許等⁶を受けて無線局を開設しようとする者又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等⁷と締結する、妨害を防止するために必要な措置に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（電波法第27条の38第1項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	・ 無線局の開設又は変更をしようとする者が協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である他の無線局の免許人等が協議に応じないとき。 ・ 協議を開始したものの協議が調わないとき。

また、あっせんを申請するには、無線局に係る業務、変更に係る無線局に関する事項が、以下のとおりである必要がある。

(ア) 無線局に係る業務

両当事者の無線局が、次の①から⑦までのいずれかの業務を行うことを目的とする無線局であること（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第20条の2）。

- ① 電気通信業務
- ② 放送の業務
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
（例：地方公共団体の防災行政事務等）
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ⑦ MCA陸上移動通信（アナログ、デジタル）を行う無線局を使用する業務

⁶ 免許又は電波法第27条の21第1項の登録をいう。

⁷ 免許人又は電波法第27条の26第1項の登録人をいう。

(イ) 変更に係る無線局に関する事項

免許等を受けた無線局に関する事項を変更しようとする者と、当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間の紛争である場合は、次の①から⑪までのいずれかの事項の変更であること（電波法施行規則第20条の3）。

- ① 通信の相手方
- ② 通信事項
- ③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- ④ 無線設備
- ⑤ 放送事項
- ⑥ 放送区域
- ⑦ 識別信号
- ⑧ 電波の型式
- ⑨ 周波数
- ⑩ 空中線電力
- ⑪ 運用許容時間

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あつせんを申請することはできない（電波法第27条の38第1項ただし書）。

イ 終了促進措置に関する契約に関する紛争

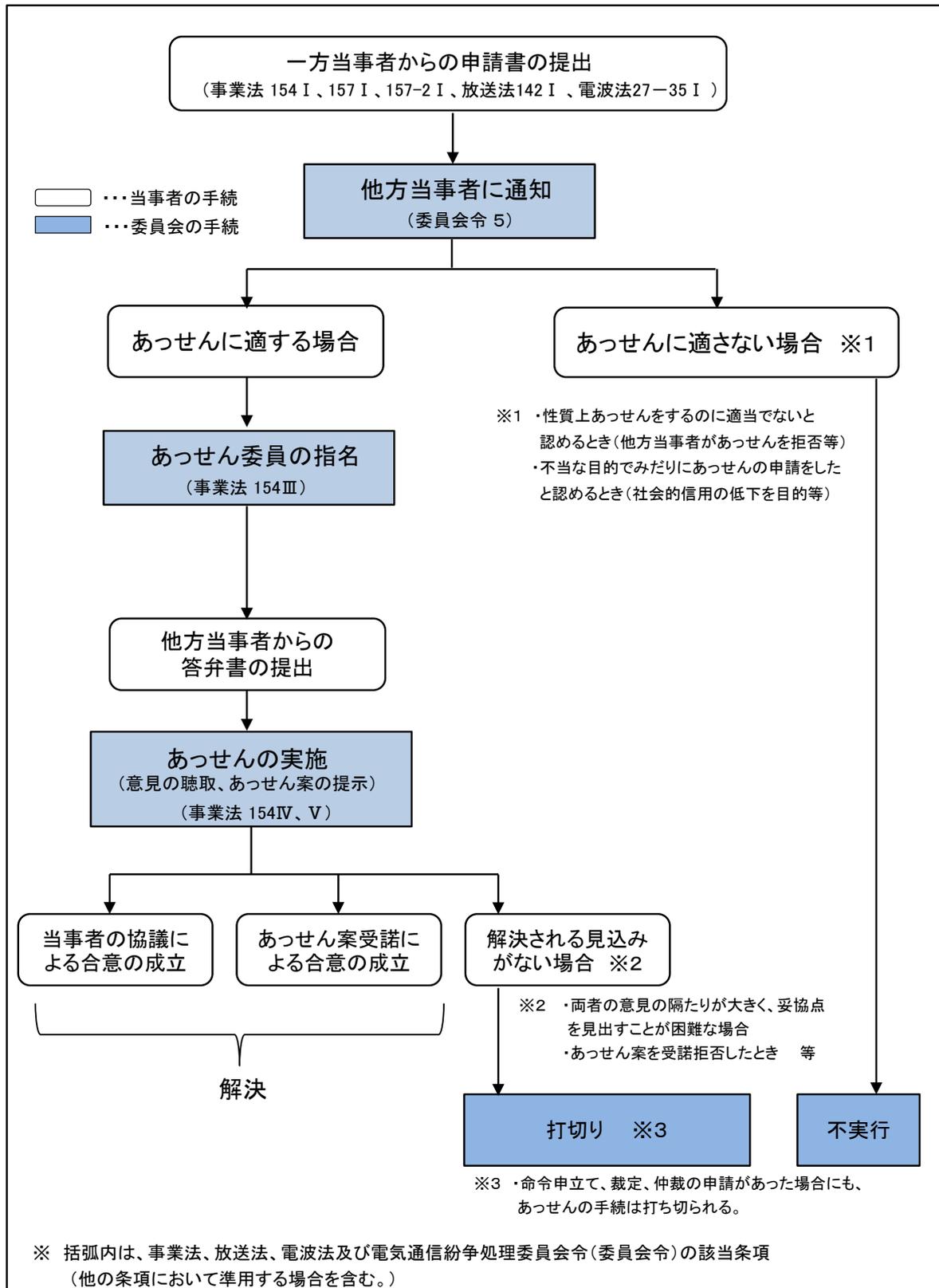
認定開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する紛争については、以下の場合に、あつせんを申請することができる（電波法第27条の38第2項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 終了促進措置に関する契約	<ul style="list-style-type: none">・当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である既存免許人等が協議に応じないとき。・協議を開始したものの協議が調わないとき。

3 手続

あっせんの手続の概要は、図表 2 のとおりである。

図表 2 あっせんの手続の概要



(1) あっせんの申請

ア 申請書の提出

あっせんを申請しようとする者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない(電気通信紛争処理委員会手続規則(平成13年総務省令第155号。以下「手続規則」という。)第4条第1項、第2項及び第3項)。

また、証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない(手続規則第4条第4項)。

申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表3、図表5及び図表7のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表4、図表6及び図表8のとおりである。

なお、手数料は無料である。

イ 申請の窓口

委員会に対するあっせんの申請は、総務大臣を経由して行わなければならない(事業法第158条、放送法第142条第5項及び電波法第27条の38第6項)。

具体的な申請書の提出先は、事業法及び電波法関係の申請にあつては総務省総合通信基盤局総務課、放送法関係の申請にあつては総務省情報流通行政局総務課となっている。

あっせんの申請は、このほか、申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる(手続規則第6条)。

この場合の具体的な申請書の提出先は、総合通信局については、事業法関係の申請にあつては情報通信部電気通信事業課、放送法関係の申請にあつては有線放送課(有線放送課がない総合通信局にあつては放送課)、電波法関係の申請にあつては総務部総務課となっており、沖縄総合通信事務所については、事業法関係の申請にあつては情報通信課電気通信事業担当、放送法関係の申請にあつては情報通信課放送担当、電波法関係の申請にあつては総務課総務担当となっている。

図表3 あっせん申請書（電気通信事業法関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
(申請者が電気通信事業法第164条第1項
第3号に掲げる電気通信事業を営む者で
あるときは、記載を要しない。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署
名等を記載すること。)

不調
(協定又は契約(注1))に関する協議が不能のため、電気通信事業法(関連条項(注1))
の規定により、次のとおりあっせを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)及び住所	
あっせを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議 の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協 定 又 は 契 約	関 連 条 項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表4 あっせん申請書の記載における留意点（電気通信事業法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

登録年月日及び登録番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号

連絡先 〇〇企画部
電話番号

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおりあっせんに申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あっせんに求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する協定又は契約、電気通信事業法の関連条項を記載して下さい。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、届出事業者は届出年月日及び届出番号を記載して下さい。
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者(登録又は届出を要しない者)であるときは、記載不要です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。

図表5 あっせん申請書（放送法関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が^{不調}_{不能}のため、同項の規定により、次のとおり
あっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注1）	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者（放送法第2条第23号の基幹放送事業者をいう。様式第6において同じ。）、指定再放送事業者（放送法第140条第2項の指定再放送事業者をいう。様式第6において同じ。）又は届出一般放送事業者（放送法第133条第1項の届出をした者をいう。様式第6において同じ。）のいずれかを記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表6 あっせん申請書の記載における留意点（放送法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇企画部

電話番号

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が不調のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に必ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所、放送事業者の種別（基幹放送事業者、指定再放送事業者、届出一般事業者のいずれか）について記載して下さい。
有線テレビジョン放送法に基づき施設の許可を受け、業務の届出を行った事業者のうち新放送法の登録一般放送事業者に該当する事業者は、指定再放送事業者とみなされておりますので「指定再放送事業者」と記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。再放送(再送信)同意申込書がある場合は、参考資料として添付して下さい。

図表7 あっせん申請書（電波法関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(契約(注1))に関する協議が^{不調}_{不能}のため、電波法(関連条項(注1))の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載すること。

契 約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27条の38第1項
終了促進措置に関する契約	第27条の38第2項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表8 あっせん申請書の記載における留意点（電波法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇企画部
電話番号

（契約（注1））に関する協議が不調のため、電波法（関連条項）の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。

次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載してください。

契 約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27条の38第1項
終了促進措置に関する契約	第27条の38第2項

(2) あっせんをしない場合

以下の場合には、委員会はあっせんをしないものとされており、その場合、委員会は当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（事業法第154条第2項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。）、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号。以下「委員会令」という。）第6条前段、手続規則第1条第1項）。当該書面には、理由を附するものとしている（電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号。以下「運営規程」という。）第4条）。

- ① 事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと委員会が認める場合（例えば、当事者の一方があっせんを拒否するなどあっせんの手続を進めることができないことが明らかな場合、当事者間の対立が激しく、当事者の互譲による妥協の余地が全くないことが明らかな場合等）
- ② 当事者が不当な目的でみだりにあっせんの申請をしたと委員会が認める場合（例えば、あっせんの申請が、紛争の解決を求める形式をとってはいるが、実質的には嫌がらせ、相手の社会的信用の低下、契約の締結の引き延ばし等を目的にしていることが明らかな場合等）

(3) あっせんの申請がなされたときの相手方への通知

あっせんの申請がなされたときは、委員会は、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第5条、手続規則第1条第1項）。

委員会は、この通知をするときは、相当の期間を指定して適宜の様式により答弁書を提出すべき旨の指示をすることができる（運営規程第4条の2）。

(4) あっせん委員の指名

委員会は、あらかじめ指定する委員及び特別委員のうちから、事件ごとに、あっせんを行うあっせん委員を指名する（事業法第154条第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。）、委員会令第1条第1項）。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者との特別な関係⁸にある者をおっせん委員に指名しない（運営規程第3

⁸ あっせん委員の欠格事由（運営規程第3条第1項）

① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員で

条第1項)。

また、委員会は、既にあっせん委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する(運営規程第3条第2項)。

なお、委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない(運営規程第3条の2)。

あっせん委員は、1人の場合も複数の場合もあり得る。複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する(運営規程第4条の3)。

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努める(事業法第154条第4項(事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))。

(5) 意見の聴取

あっせん委員は、両当事者から意見を聴取し、又は両当事者に対し報告を求めることができる(事業法第154条第5項(事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))。

(6) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、あっせん委員の許可を得て、補佐人(当事者又は代理人の意見の陳述などを補助する者)とともに出頭することができる(運営規程第3条の3)。

あるとき。

- ② 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当事者を除く。)の役員の子親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

(7) 手続の分離又は併合

あっせん委員は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせんの手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

(8) あっせん手続の非公開

あっせん委員の行うあっせんの手続は、非公開とする（委員会令第13条）。ただし、あっせん委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（同条ただし書）。

あっせんの手続においてあっせん委員又は委員会の事務局（以下「委員会事務局」という。）が作成し、又は取得した資料は、非公開とする（運営規程第19条第1項）。

ただし、委員会は、次のいずれかの場合には、当該資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる（運営規程第19条第2項）。

- ① あっせんの当事者がその公開を承諾する場合
- ② その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合

(9) あっせん案の提示

あっせん委員は、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる（事業法第154条第5項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))）。

あっせん案の提示は必ず行われるものではなく、また、これに応ずるか否かについては、両当事者の任意である。

(10) あっせんの終了・打ち切り

両当事者間において合意が成立した場合には、民法上の和解が成立したこととなり、権利関係が確定し（民法第695条、第696条）、あっせんは終了する。

当事者間に合意が成立する見込みがなくなったとあっせん委員が認める場合のほか、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした場合又は総務大臣に対して協議命令の申立て若しくは裁定の申請をした場合においては、あっせんは打ち切られる（事業法第154条第6項（事業法第156条第1項及び第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項及び電波法第27条の38第3項で準用。))）。

委員会は、あっせんを打ち切ったときは、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書

面により通知する（委員会令第6条後段、手続規則第1条第1項）。当該書面には、理由を附することとしている（運営規程第4条）。

(11) あっせん手続に関する事実の公表

委員会は、あっせんの申請の受理及び手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）を公表することができる（運営規程第20条第1項）。

委員会は、次のいずれかの場合には、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、あっせんの手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる（運営規程第20条第2項及び第3項）。

- ① あっせんの当事者がその公表を承諾する場合
- ② その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

第2節 仲裁

1 趣旨

委員会の仲裁は、事業者等の間に紛争が生じた場合において、当事者が、委員会が指名する仲裁委員が行う仲裁判断に服することに合意して行われる紛争解決の制度である。

仲裁判断には、確定判決と同一の効力が発生し、当事者は、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

また、仲裁判断が命ずる給付は、執行決定により強制執行の対象となるものである。このため、仲裁については、あっせんと異なって厳格な手続がとられる。

2 対象となる紛争

(1) 電気通信事業法関係

ア 電気通信事業者間の協定・契約に関する紛争

(ア) 電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約に関する紛争

これらの協定・契約に関する紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる（事業法第155条第1項（事業法第156条第1項及び第2項で準用。））。

対象となる協定・契約	紛争の内容
①電気通信設備の接続に関する協定	・当事者が取得・負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について、当事者間の協議が調わないとき。
②電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	
③卸電気通信役務の提供に関する契約	

ただし、当事者が総務大臣に対して協議命令の申立て又は裁定の申請をした後は、仲裁を申請することはできない（事業法第155条第1項ただし書（事業法第156条第1項及び第2項で準用。））。

あっせんとは異なり、これらの協定・契約について、「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき」及び「協議を開始したものの協議が調わないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

なお、申請に先立ってあっせんの手続がとられている必要はない(この点は、委員会に対する仲裁申請すべてについて同様。)

(イ) 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約に関する紛争

電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約として事業法施行令第10条及び事業法施行規則第54条の2で規定するものに関する紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる(事業法第157条第3項)。

対象となる協定・契約	紛争の内容
① 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約 【具体例】 ・接続のための伝送路の設置・保守契約 ・コロケーション設備の設置・保守契約	・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。
② 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用に関する協定・契約 【具体例】 ・局舎、管路、とう道の利用契約 ・遠隔収容装置(RT)設置施設の利用契約	
③ 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約 【具体例】 ・伝送路設備の設置場所・仕様・空き状況の提供契約 ・局舎の設置場所・空き状況の提供契約 ・接続料、工事費等の負担額及び算定根拠の提供契約	
④ 電気通信役務の提供に関する業務の委託に関する協定・契約 【具体例】 ・料金請求や料金回収に関する委託契約 ・各種販売や注文取次に関する委託契約	
⑤ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備の利用又は運用に関する協定・契約 【具体例】 ・利用者情報の取扱いに関して用いられる設備(データ	

ベースなど) の利用又は運用契約 ・優先接続登録センタ設備の運用契約 ・自家発電設備・空調設備の利用契約 ・クロージャの利用契約 ・専用役務の提供に当たって用いられる設備の利用契約 ・電気通信業務用無線局の無線設備 (フェムトセルなど) の利用又は運用契約	
--	--

あっせんと同様、これらの協定・契約については、「当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に、委員会の仲裁の対象となる。

イ 電気通信事業者と第3号事業を営む者との間の契約に関する紛争

電気通信事業者と第3号事業を営む者との間における、第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる(事業法第157条の2第3項)。

対象となる契約	紛争の内容
○ 第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。

あっせんと同様、この契約については、「当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に、委員会の仲裁の対象となる。

(2) 放送法関係

放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている(放送法第11条)。

ケーブルテレビ事業者等が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して再放送を行う場合には、当該基幹放送事業者の同意が必要である。

この再放送の同意に関する紛争については、以下の場合に、当事者(ケーブルテレビ事業者等及び基幹放送事業者)の双方は仲裁を申請することができる(放送法第142条第3項)。

対象となる同意	紛争の内容
○ ケーブルテレビ事業者等が地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して行う再放送に係る同意	・ 協議を開始したものの協議が調わないとき。

ただし、ケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請をした後は、当事者は仲裁を申請することはできない（放送法第142条第3項ただし書）。

あっせんとは異なり、基幹放送事業者の同意について、「ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

(3) 電波法関係

ア 無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する紛争

免許等を受けて無線局を開設しようとする者又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等と締結する、妨害を防止するために必要な措置に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる（電波法第27条の38第4項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	・ 協議を開始したものの協議が調わないとき。

あっせんとは異なり、この契約について、「無線局の開設又は変更をしようとする者が協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である他の無線局の免許人等が協議に応じないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

また、仲裁を申請するには、無線局に係る業務、変更に係る無線局に関する事項が、以下のとおりである必要がある。

(ア) 無線局に係る業務

両当事者の無線局が、次の①から⑦までのいずれかの業務を行うことを目的とする無線局であること（電波法施行規則第20条の2）。

- ① 電気通信業務
- ② 放送の業務
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
（例：地方公共団体の防災行政事務等）
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ⑦ MCA陸上移動通信（アナログ、デジタル）を行う無線局を使用する業務

(イ) 変更に係る無線局に関する事項

免許等を受けた無線局に関する事項を変更しようとする者と、当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間の紛争である場合は、次の①から⑪までのいずれかの事項の変更であること（電波法施行規則第20条の3）。

- ① 通信の相手方
- ② 通信事項
- ③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- ④ 無線設備
- ⑤ 放送事項
- ⑥ 放送区域
- ⑦ 識別信号
- ⑧ 電波の型式
- ⑨ 周波数
- ⑩ 空中線電力
- ⑪ 運用許容時間

イ 終了促進措置に関する契約に関する紛争

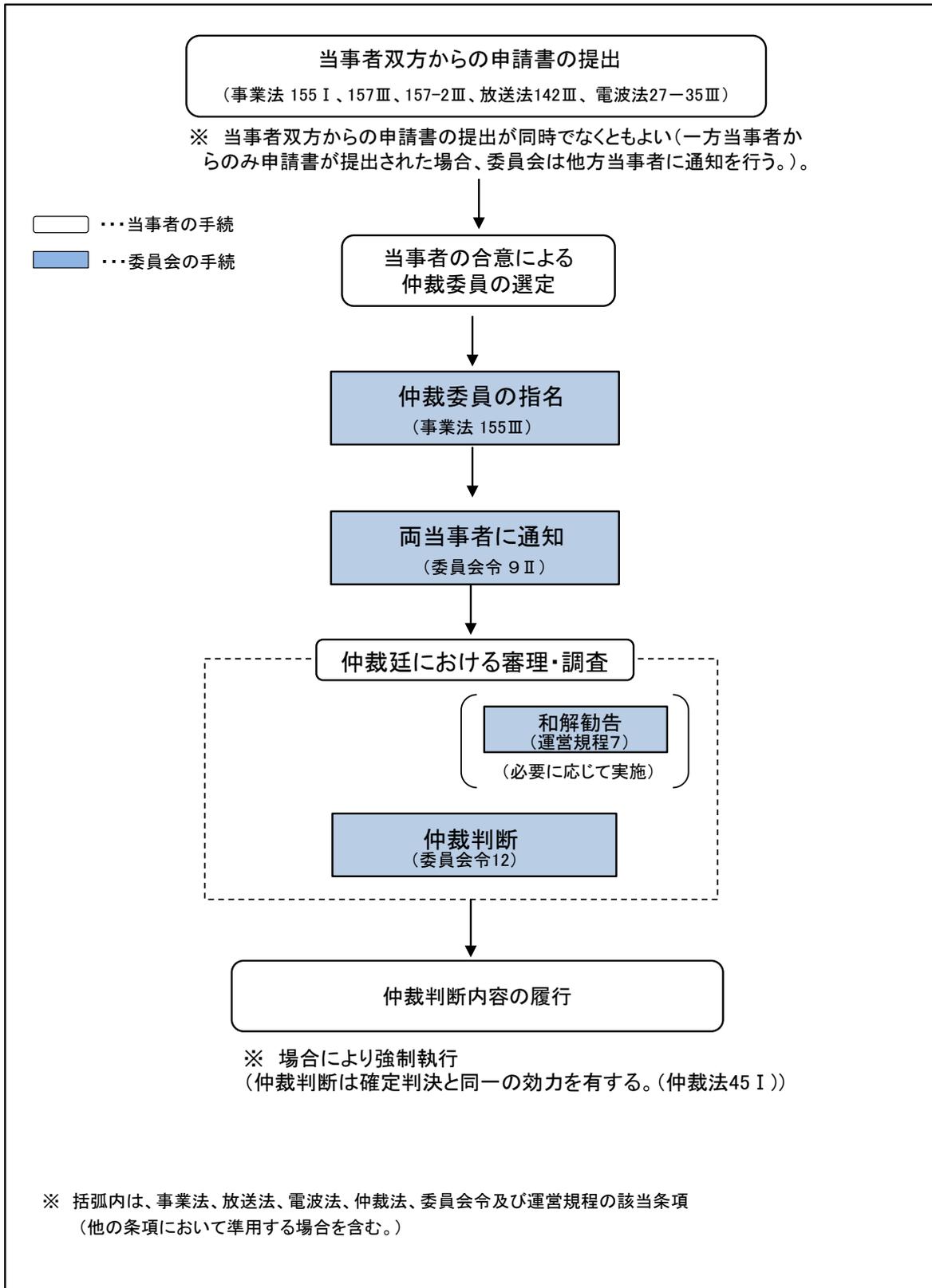
認定開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する紛争については、以下の場合に、あつせんを申請することができる（電波法第27条の38第2項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 終了促進措置に関する契約	<ul style="list-style-type: none"> ・当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である既存免許人等が協議に応じないとき。 ・協議を開始したものの協議が調わないとき。

3 手続

仲裁の手続の概要は、図表9のとおりである。

図表9 仲裁の手続の概要



(1) 仲裁の申請

ア 申請者

仲裁の申請は、当事者の双方が行うこととされている(事業法第155条第1項(事業法第156条第1項及び第2項で準用。)、第157条第3項及び第157条の2第3項、放送法第142条第3項並びに電波法第27条の38第4項)が、具体的な申請の仕方には、当事者の双方が同時に申請する場合のほか、当事者の一方のみが先に申請し、他方の当事者は後に申請する場合もある。

イ 申請書の提出

仲裁の申請をしようとする者は、申請書に仲裁判断を求める事項(結論として、どのような仲裁判断を求めるか。)等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない(手続規則第5条第1項、第2項及び第3項)。

また、証拠となるものがある場合や仲裁合意を証する書面がある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない(手続規則第5条第4項及び第5項)。

申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表10、図表12及び図表14のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表11、図表13及び図表15のとおりである。

なお、手数料は無料である。

ウ 申請の窓口

委員会に対する仲裁の申請は、総務大臣を経由して行わなければならない(事業法第158条、放送法第142条第5項及び電波法第27条の38第6項)。

具体的な申請書の提出先は、事業法及び電波法関係の申請にあつては総務省総合通信基盤局総務課、放送法関係の申請にあつては総務省情報流通行政局総務課となっている。

仲裁の申請は、このほか、申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる(手続規則第6条)。

この場合の具体的な申請書の提出先は、総合通信局については、事業法関係の申請にあつては情報通信部電気通信事業課、放送法関係の申請にあつては有線放送課(有線放送課がない総合通信局にあつては放送課)、電波法関係の申請にあつては総務部総務課となっており、沖縄総合通信事務所については、事業法関係の申請にあつては情報通信課電気通信事業担当、放送法関係の申請にあつては情報通信課放送担当、電波法関係の申請にあつては総務課総務担当となっている。

エ 当事者の一方のみから申請がなされた場合の措置

当事者の一方のみから仲裁の申請がなされたときは、委員会は、他方の当事者に対し、仲裁の申請があった旨の通知を行う。

委員会は、この通知をするとき（当事者間に、紛争が生じた場合に委員会の仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。）は、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することについて同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる（電気通信紛争処理委員会仲裁準則（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号。以下「仲裁準則」という。）⁹第8条の2）。

当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合において、他方の当事者が当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意して仲裁の申請をするときは、当該他方の当事者は、申請書に、一方当事者が仲裁判断を求めた事項に対する自らの答弁等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第5条第1項、第2項及び第3項）。

当該他方の当事者が当該事件を仲裁に付することに同意しないときは、委員会に対し、適宜の様式により、その旨の通知をする。

この場合には、仲裁手続は行われぬ。

⁹ 仲裁準則は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する（仲裁準則第1条）。

図表 10 仲裁申請書（電気通信事業法関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
（申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注1））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注1））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注2）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 1 1 仲裁申請書の記載における留意点（電気通信事業法関係）

仲裁申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

登録年月日及び登録番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号

連絡先 〇〇企画部
電話番号

（協定又は契約（注1））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注1））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、届出事業者は届出年月日及び届出番号を記載して下さい。電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者（登録又は届出を要しない者）であるときは、記載不要です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知を委員会から受けて申請する場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載して下さい。別紙とすることもできます。

それぞれ別紙とすることもできます。

次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載して下さい。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

図表 1 2 仲裁申請書（放送法関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別 (注1)	
仲裁判断を求める事項 (注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者、指定再放送事業者又は届出一般放送事業者のいずれかを記載すること。

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 1 3 仲裁申請書の記載における留意点（放送法関係）

仲裁申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇企画部

電話番号

放送法第 142 条第 1 項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第 3 項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

両当事者の氏名、住所、放送事業者の種別（基幹放送事業者、指定再放送事業者、届出一般事業者のいずれか）について記載して下さい。
有線テレビジョン放送法に基づき施設の許可を受け、業務の届出を行った事業者のうち新放送法の登録一般放送事業者に該当する事業者は、指定再放送事業者とみなされておりますので「指定再放送事業者」と記載して下さい。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知を委員会から受けて申請する場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載して下さい。別紙とすることもできます。

それぞれ別紙とすることもできます。
再放送(再送信)同意申込書がある場合は、参考資料として添付して下さい。

図表 1 4 仲裁申請書（電波法関係）

仲 裁 申 請 書	
年 月 日	
電気通信紛争処理委員会委員長 殿	
郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (ふりがな)	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)	
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	
(契約 (注 1)) に関する協議が不調のため、電波法第 27 条の 38 第 4 項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。	
当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
仲裁判断を求める事項 (注 1)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	
注 1 次の区分により、該当する契約を記載すること。	
契 約	
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	
終了促進措置に関する契約	
2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。	
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。	

図表 1 5 仲裁申請書の記載における留意点（電波法関係）

仲裁申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連 絡 先 〇〇企画部

電話番号

(契約 (注1)) に関する協議が不調のため、電波法第 27 条の 38 第 4 項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載して下さい。

契 約
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約
終了促進措置に関する契約

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知を委員会から受けて申請する場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載して下さい。別紙とすることもできます。

それぞれ別紙とすることもできます。

(2) 仲裁手続の開始

仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する（仲裁準則第8条）。

仲裁手続における請求は、仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときを除き、時効の完成猶予及び更新の効力を生ずる（仲裁法（平成15年法律第138号）第29条第2項）。

(3) 仲裁委員の指名

委員会は、あらかじめ指定する委員及び特別委員のうちから、事件ごとに、仲裁を行う3人の仲裁委員を指名する（事業法第155条第2項及び第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項並びに第157条の2第4項、放送法第142条第4項並びに電波法第27条の38第5項で準用。）、委員会令第1条第1項）。

指名の手続は、次のとおりである。

ア 名簿の写しの送付

委員会は、あらかじめ指定した委員及び特別委員の氏名及び職業、経歴並びに任命及び任期満了の年月日を記載する名簿（以下単に「名簿」という。）の写しを両当事者に送付する（委員会令第8条第1項、手続規則第2条）。

イ 公正性等に疑いを生じさせる事実の開示

委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、あらかじめ指定した委員及び特別委員について当該申請に係る事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する（運営規程第4条の4第1項）。この開示は、名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う（同条第2項）。

なお、委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第3条の2）。

ウ 当事者の合意による選定に基づく仲裁委員の指名

当事者は、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから仲裁委員となるべき者を合意によって選定する（事業法第155条第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項並びに第157条の2第4項、放送法第142条第4項並びに電波法第27条の38第5項で準用。））。

当事者の双方が共同に選定する場合においては共同で選定した者について、各当事者が別々に選定する場合においては各々が選定した者のうち一致したものについて、それぞれ合意があったと解される。ただし、3人を超える者について合意があった場合については、全体として無効となる。

当事者が合意により仲裁委員となるべき者の選定をしたときは、書面により、その者の氏名を名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に委員会に対し通知しなければならない（委員会令第8条第2項）。この通知が期間内になかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなされる（同条第3項）。

委員会は、当事者が合意により選定した者につき、仲裁委員に指名する（事業法第155条第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項並びに第157条の2第4項、放送法第142条第4項並びに電波法第27条の38第5項で準用。））。

エ 当事者の合意による選定がなされない場合における仲裁委員の指名

当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合には、委員会は、独自に、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから、事件の性質、当事者の意思等を勘案して、仲裁委員を指名する（事業法第155条第3項ただし書（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項並びに第157条の2第4項、放送法第142条第4項並びに電波法第27条の38第5項で準用。）、委員会令第9条第2項）。

この場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める委員及び特別委員があるときは、名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に限り、委員会に対し、書面により、その者の氏名を通知することができる（委員会令第9条第1項、手続規則第1条第1項）。この通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付さなければならない（手続規則第1条第2項）。委員会は、仲裁委員の指名に当たっては、必要に応じてこの通知の内容を勘案するが、これに拘束されるものではない。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者と特別な関係¹⁰にある者を仲裁委員に指名しない（運営規程第3条第1項）。

また、委員会は、既に仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する（運営規程第3条第2項）。

オ 仲裁委員の指名の通知

委員会は、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その氏名を書面により通知する（委員会令第9条第2項、手続規則第1条第1項）。

カ 仲裁委員が欠けた場合の措置

委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第10条第1項、手続規則第1条第1項）。

仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員の指名の手続も、アからオまでのとおりである（委員会令第10条第2項）。

（4）仲裁廷の議事

委員会は、仲裁委員の中から仲裁廷（3人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。）の長を指名する（仲裁準則第17条第1項）。仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う（仲裁準則第17条第2項）。

仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する（仲裁準則第

¹⁰ 仲裁委員の欠格事由（運営規程第3条第1項）

- ① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
- ② 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の子親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

17条第3項)。ただし、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる（仲裁準則第17条第4項）。

(5) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、仲裁廷の許可を得て、補佐人（当事者又は代理人の意見の陳述などを補助する者）とともに出頭することができる（運営規程第3条の3）。

(6) 仲裁委員の忌避

当事者は、仲裁委員に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁委員を忌避することができる（仲裁法第18条第1項）。

- ① 当事者の合意により定められた仲裁委員の要件を具備しないとき。
- ② 仲裁委員の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

ただし、仲裁委員を選定し、又は当該仲裁委員の指名について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁委員を忌避することができる（仲裁法第18条第2項）。

仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う（仲裁準則第3条第1項）。仲裁委員の忌避の申立ては、仲裁委員の指名があったことを知った日から15日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出することにより行わなければならない（仲裁準則第3条第2項）。

仲裁廷は、申立てに係る仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をする（仲裁準則第3条第2項）。

仲裁委員の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁委員の忌避の申立てをすることができる（仲裁法第19条第4項前段）。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない（同項後段）。ただし、仲裁廷は、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同条第5項）。

(7) 仲裁委員の解任の申立て

当事者は、以下の場合に、裁判所に対し、仲裁委員の解任の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁委員を解任する決定をしなければならない（仲裁法第20条）。

- ① 仲裁委員が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき。
- ② 仲裁委員がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

(8) 手続の分離又は併合

仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、仲裁手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

(9) 仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断

仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。）の有無についての判断を示すことができる（仲裁法第23条第1項）。

仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあつてはその後速やかに、その他の場合にあつては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、しなければならない（仲裁法第23条第2項本文）。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない（同項ただし書）。

仲裁廷は、適法な主張があつたときは、自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す場合にあつては仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断により、自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合にあつては仲裁手続の終了決定を行うことにより、当該主張に対する判断を示す（仲裁法第23条第4項）。

仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定により仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる（仲裁法第23条第5項前段）。この場合において、当該申立

てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同項後段）。

(10) 暫定措置又は保全措置

仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる（仲裁準則第4条第1項）。仲裁廷は、この暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供することを命ずることができる（同条第2項）。

(11) 審理・調査

ア 審理

(ア) 当事者の平等待遇

仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われ、事案について説明する十分な機会が与えられる（仲裁法第25条第1項及び第2項）。

(イ) 仲裁手続の方法

仲裁廷は、仲裁準則に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる（仲裁準則第5条前段）。

(ウ) 異議権の放棄

仲裁手続においては、当事者は、委員会の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす（仲裁準則第6条）。

(エ) 仲裁地

仲裁地は、東京都とする（仲裁準則第7条第1項）。

ただし、以下については、仲裁廷が適当と認めるいかなる場所においても行うことができる（同条第2項）。

① 仲裁廷の評議

② 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

③ 物又は文書の見分

④ ②及び③のほか、事実関係につき行う調査

(オ) 言語

仲裁手続のうち、口頭によるもの、当事者が行う書面による陳述又は通知及び仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知においては、日本語を使用する（仲裁準則第9条）。仲裁廷は、すべての証拠書類について、日本語による翻訳文を添付することを命ずることができる（仲裁法第30条第4項）。

(カ) 当事者の陳述

仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命ずることができる（仲裁準則第10条第1項前段）。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる（同項後段）。

また、代理人がいる場合には、代理人に質問することがある。

すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる（仲裁準則第10条第2項前段）。ただし、これが時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる（同項後段）。

(キ) 口頭審理

仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる（仲裁準則第11条本文）。仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、口頭審理を実施する（同条ただし書）。意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、仲裁廷は、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知する（仲裁法第32条第3項）。

イ 証拠の扱い

(ア) 証拠に関する判断の権限

仲裁廷は、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限を有する（仲裁準則第5条後段）。

(イ) 仲裁廷に提供した記録の取扱い

当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるように措置しなければならない（仲裁法第32条第4項）。

(ウ) 証拠資料の閲覧

仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会事務局において閲覧できるようにする（運営規程第8条の2）。当事者は、この閲覧により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない（仲裁準則第12条）。

(エ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる（仲裁準則第13条第1項）。

ウ 事実関係の調査

(ア) 文書及び物件の提出

仲裁委員は、必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる（委員会令第11条）。

(イ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、(ア)の申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく当該申出に係る文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる（仲裁準則第13条第2項）。

(ウ) 仲裁廷による鑑定人の選任等

仲裁廷は、1人又は2人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる（仲裁準則第14条第1項）。この場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる（同条第2項）。

- ① 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。
- ② 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

当事者の求めがあるとき又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、上記報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない（仲裁準則第14条第3項）。

当事者は、この口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる（仲裁準則第14条第4項）。

- ① 鑑定人に質問をすること。
- ② 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

(エ) 裁判所により実施する証拠調べ

仲裁廷又は当事者は、裁判所に対し、調査の囑託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるもの実施を求める申立てをすることができる（仲裁準則第15条）。当事者がこの申立てをするには、仲裁廷の同意を得なければならない（仲裁法第35条第2項）。

この申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる（仲裁法第35条第4項）。

申立てにより裁判所が証拠調べを実施するに当たり、仲裁委員は、文書を読み、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人に対して質問をすることができる（仲裁法第35条第5項）。

(12) 仲裁手続の非公開

仲裁委員の行う仲裁手続は、非公開とする（委員会令第13条本文）。ただし、仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（同条ただし書）。

仲裁手続において仲裁委員又は委員会事務局が作成し、又は取得した資料は、非公開とする（運営規程第19条第1項）。

ただし、委員会は、次のいずれかの場合には、当該資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる（運営規程第19条第2項）。

- ① 仲裁の当事者がその公開を承諾する場合
- ② その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が

公開を適当と認める場合

(13) 和解

仲裁廷（仲裁廷が必要があると認めるときは、仲裁廷が選任した1人又は2人の仲裁委員）は、当事者双方の書面による承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる（運営規程第7条、仲裁準則第18条）。

仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる（運営規程第8条第2項）。

(14) 仲裁判断

ア 仲裁判断の実施

仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をする（委員会令第12条）。

イ 仲裁判断において準拠すべき法

仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であって事件に直接適用されるべきものを適用する（仲裁準則第16条）。ただし、仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、衡平と善により判断する（仲裁法第36条第3項）。

仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従って判断し、当該民事上の紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮する（仲裁法第36条第4項）。

ウ 仲裁判断書の記載事項

仲裁判断に当たっては、次の①から⑥までの事項を仲裁判断書に記載し、仲裁委員がこれに署名する（仲裁法第39条第1項、運営規程第8条第1項本文）。ただし、④及び⑤については、当事者がこの記載を要しない旨を特に合意している場合及び当事者間で仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあった場合には、記載されない（運

當規程第8条第1項ただし書及び同条第2項)。

- ① 当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- ② 代理人があるときは、その氏名及び住所
- ③ 主文
- ④ 事実
- ⑤ 理由
- ⑥ 仲裁判断の年月日及び仲裁地

エ 仲裁判断の通知

仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁委員の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知する(仲裁法第39条第5項)。

オ 仲裁判断の効力

仲裁判断は、その内容が公の秩序又は善良の風俗に反する等の場合を除き、確定判決と同一の効力を有する(仲裁法第45条第1項及び第2項)。

仲裁判断が命ずる給付については、確定した執行決定(仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。)を得ることにより強制執行の対象となる(仲裁法第46条第1項、民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第6号の2)。

(15) 仲裁手続の終了

仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了する(仲裁法第40条第1項)。

仲裁廷は、次の①から⑥までのいずれかの事由がある場合には、仲裁判断を行うことなく仲裁手続の終了決定をする(仲裁法第40条第2項)。

- ① 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示すとき。
- ② 当事者のうち先に申請を行った者が、仲裁廷に、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じられたのにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わなかったとき。

- ③ 当事者のうち先に申請を行った者が申請を取り下げたとき（他方の当事者が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について当該他方の当事者が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときを除く。）。
- ④ 当事者の双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。
- ⑤ 当事者間に和解が成立したとき（和解の内容を仲裁判断とするときを除く。）。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する（仲裁法第40条第3項本文）。

(16) 仲裁手続終了後の手続

仲裁手続の終了後も、仲裁廷は、仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈、追加仲裁判断をすることができる（仲裁法第40条第3項ただし書）。

ア 仲裁判断の訂正

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる（仲裁法第41条第1項、仲裁準則第19条）。

当事者は、仲裁判断の訂正の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない（仲裁法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から30日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の訂正の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第41条第4項及び第5項）。

イ 仲裁判断の解釈

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、仲裁判断の特定部分の解釈をする（仲裁準則第20条）。

当事者は、仲裁判断の解釈の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時

に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しななければならない（仲裁法第42条第3項において準用する同法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から30日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の解釈の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第42条第3項において準用する同法第41条第4項及び第5項）。

ウ 追加仲裁判断

仲裁廷は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、追加仲裁判断をする（仲裁準則第21条）。

当事者は、追加仲裁判断の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しななければならない（仲裁法第43条第1項において準用する同法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から60日以内（必要に応じて延長する。）に、追加仲裁判断の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第43条第2項、同項において準用する同法第41条第5項）。

(17) 仲裁手続に関する事実の公表

委員会は、仲裁の申請の受理及び手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）を公表する（運営規程第20条第1項）。

また、委員会は、次のいずれかの場合には、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、仲裁手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる（運営規程第20条）。

- ① 仲裁の当事者がその公表を承諾する場合
- ② その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

第2章 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

総務大臣は、事業法に基づき、接続協定等に関する協議命令、接続協定等の細目の裁定、土地等の使用に関する協議認可・裁定、業務改善命令等を行う際又は放送法に基づき、地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定を行う際には、委員会に諮問しなければならないこととされており、委員会はこれを受けて審議・答申を行う。

委員会の審議・答申は、総務大臣が命令、裁定等を行う際の一連の手続の中に組み込まれているものであることから、本章においては、命令、裁定等の手続全体について説明することとする。

第1節 電気通信事業法関係

1 接続協定等に関する協議命令

(1) 趣旨

協議命令制度は、電気通信事業者間において協議が不調又は不能である場合に、総務大臣が協議の開始・再開を命ずる制度である。

(2) 対象となる場合

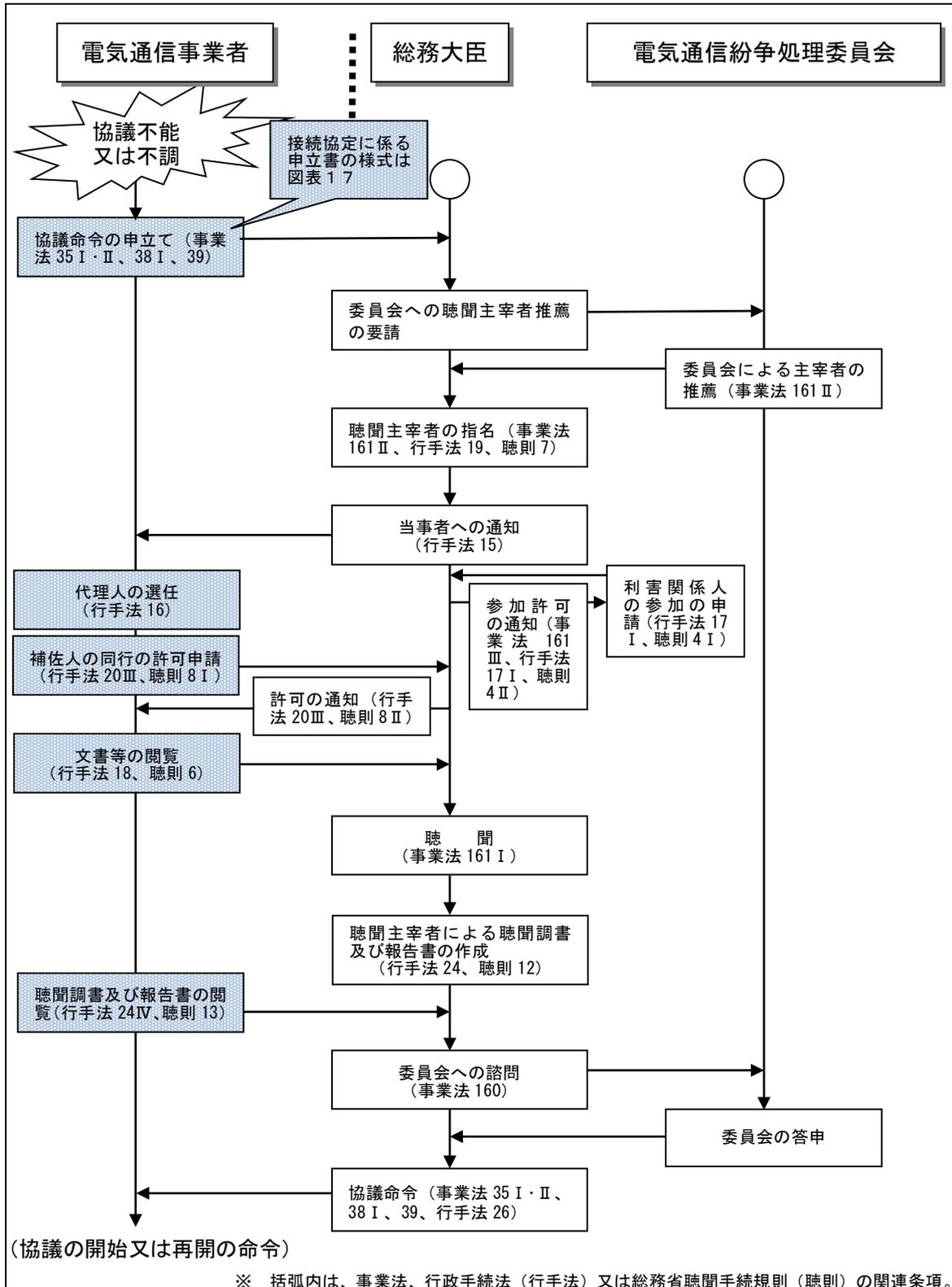
総務大臣の協議命令は、次の①から③までの協定又は契約の締結について「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じない場合」又は「協議を開始したものの協議が調わない場合」に申し立てることができる（事業法第35条第1項及び第2項並びに第38条第1項（事業法第39条で準用。））。

- ① 電気通信設備の接続に関する協定
- ② 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定
- ③ 卸電気通信役務の提供に関する契約

(3) 手続

接続協定等に関する協議命令の手続の概要は、図表 1 6 のとおりである。

図表 1 6 接続協定等に関する協議命令の手続の概要



ア 申立て

(ア) 申立書の提出

命令を申立てしようとする電気通信事業者は、申立書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第23条の14、第25条の3及び第25条の9）。

なお、申立書の様式は、事業法施行規則の様式第17の5、様式17の6、様式18の3及び様式19の2に定められており、様式第17の5は図表17のとおりである。

(イ) 申立ての窓口

申立ては総務大臣に対して行うが、具体的な申立書の提出先は、総務省総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課となっている。

申立ては、このほか、申立てをしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこともできる（事業法施行規則第69条第1項）。

この場合の具体的な申立書の提出先は、総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課電気通信事業担当となっている。

図表 17 接続協定に関する命令申立書

接続協定に関する命令申立書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	
電気通信事業の接続に関する協議が 不調 のため、 電気通信事業法第35条第1項の規定により、 不能	
次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。	
当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。	

イ 総務大臣による聴聞

総務大臣は、協議命令をしようとするときは、その名あて人たるべき当事者から聴聞を行う（事業法第161条第1項）。

(ア) 主宰者の指名

総務大臣は、委員会がその委員のうちから推薦をした者を聴聞の主宰者として指名する（事業法第161条第2項、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第19条第1項、総務省聴聞手続規則（平成12年総理府/郵政省/自治省令第3号。以下「聴聞規則」という。）第7条第1項）。

(イ) 当事者への通知

総務大臣は、聴聞の主宰者を指名した後に、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、聴聞の名あて人となるべき当事者に対し、次の事項を書面で通知する（行手法第15条第1項）。

- ① 予定される命令の内容及び根拠となる法令の条項
- ② 命令の原因となる事実
- ③ 聴聞の期日及び場所
- ④ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

上記の書面では、次の事項が教示される（行手法第15条第2項）。

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができること。
- ② 聴聞が終結する時までの間、当該命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

(ウ) 関係人の参加

当該命令につき利害関係を有するものと認められる関係人は、主宰者の許可を受けた上で聴聞に参加することができる（行手法第17条第1項）。関係人は、その氏名、住所及び当該聴聞に係る命令につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出する（聴聞規則第4条第1項）。主宰者は、利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可し（事業法第161条第3項）、速やかに、その旨を当該申請者に通知する（聴聞規則第4条第2項）。

(エ) 代理人の選任

当事者及び参加人（主宰者の許可を受けて聴聞に参加する関係人）は、聴聞手続に当たって代理人を選任し、聴聞に関する一切の行為をさせることができる。代理人の資格は、書面により証明されなければならない（行手法第16条第1項、第2項及び第3項並びに第17条第2項及び第3項）。

(オ) 補佐人の同行の許可

当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭する際に補佐人を同行させることについて、主宰者の許可を得ることを要する。許可の申請は、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して行う（行手法第20条第3項、聴聞規則第8条第1項本文）。

なお、主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当事者又は参加人に通知する（聴聞規則第8条第2項）。

(カ) 参考人の参加

主宰者は、必要に応じて、学識経験者等を参考人として、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる（聴聞規則第5条）。

(キ) 資料の閲覧

当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人は、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を聴聞の通知があった日から聴聞当日まで求めることができる。この場合において、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない（行手法第18条、聴聞規則第6条第1項）。

(ク) 聴聞の開催

主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる（行手法第20条第5項）。

最初の聴聞の期日の冒頭において、総務省の職員は、協議命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実等を説明する（行手法第20条第1項）。

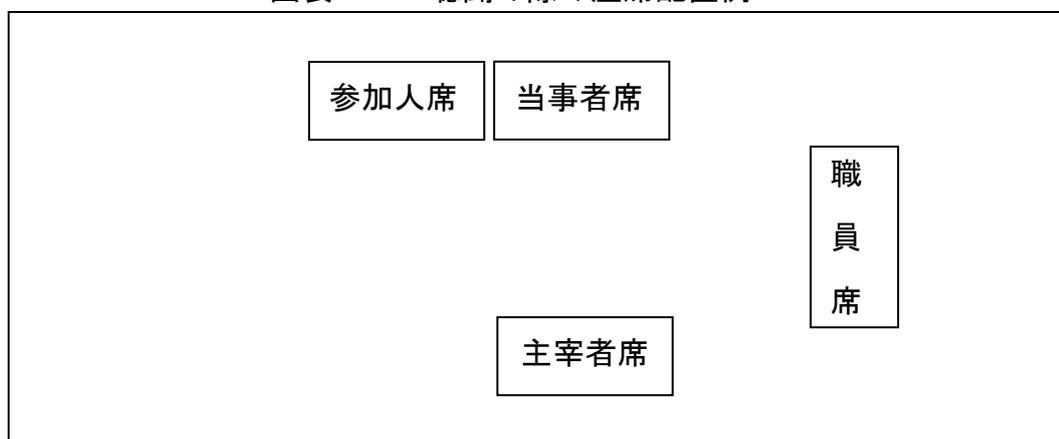
当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、並びに主宰者の許可を得て総務省の職員に質問することができる（行手法第20条第2項）。

主宰者は、必要に応じて当事者若しくは参加人に質問を行い、意見の陳述や証拠書類又は証拠物の提出を促し、又は総務省の職員に対し説明を求めることができる（行手法第20条第4項）。

当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を主宰者に対し提出することができる（行手法第21条第1項）。

また、主宰者は、聴聞の期日の出頭者の求めに応じて、これら提出されたものを当該出頭者に示すことができる（行手法第21条第2項）。

図表18 聴聞の際の座席配置例



(ケ) 聴聞審理の非公開

聴聞の期日における審理は、総務大臣が公開することを相当と認めるときを除き、非公開となる（行手法第20条第6項）。公開の場合には、総務大臣は、聴聞の期日及び場所を公示し、当事者、参加人及び参考人に対し、その旨を通知する（聴聞規則第10条）。

(コ) 聴聞の終結

主宰者は、聴聞期日の審理の後、必要に応じて新たな期日を定めて聴聞を続行することができる（行手法第22条第1項）。

当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類若しくは証拠物を提出しない場合又は参加人が聴聞の期日に出頭しない場合には、主宰者は、改めて当事者又は参加人に意見陳述等の機会を与えることなく、聴聞を終結することができる（行手法第23条第1項）。

また、当事者が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類若しくは証拠物を提出しない場合において、当事者の聴聞の期日への出頭が相

当期間引き続き見込めないときは、当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる（行手法第23条第2項）。

主宰者は、聴聞終了後、調書（期日ごとに審理の経過を記載し、当事者及び参加人の陳述の要旨を説明したもの）及び報告書（協議命令の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載したもの）を総務大臣に対して提出する（行手法第24条第1項及び第3項、聴聞規則第12条）。

当事者又は参加人は、この調書及び報告書の閲覧を求めることができる（行手法第24条第4項、聴聞規則第13条）。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、協議命令について委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条））の上、協議命令について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の協議命令

委員会の答申を受けた総務大臣は、聴聞の調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌し、対象となる協定等の種類に応じ、次の要件を充たす場合に命令を行う。ただし、当事者から仲裁の申請がされているときは、命令は行われぬ（事業法第35条第1項及び第2項、第38条第1項並びに第39条、行手法第26条）。

(ア) 他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備との接続に関する協定

総務大臣は、当該協定について、次の①から④のいずれかの場合に該当すると認めるときを除き、協議の開始又は再開を命ずる。

- ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）。
- ② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）。

- ③ 当該接続を請求した電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）。
- ④ 当該接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）。

(イ) (ア)以外の電気通信設備の接続に関する協定、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約

総務大臣は、当該接続、共用又は提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、協議の開始又は再開を命ずることができる（事業法第35条第2項及び第38条第1項（事業法第39条で準用。））。

これらの処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求をすることができる。

2 接続協定等に関する細目の裁定

(1) 趣旨

細目裁定制度は、電気通信事業者間における接続等に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、接続条件、その他協定又は契約の細目について協議が不調の場合において、当事者の一方から申請があったときに、総務大臣がこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

(2) 対象となる場合

総務大臣の細目の裁定は、次の①から③までの事項に関して、「当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について協議が調わないとき」に申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。))。

- ① 電気通信設備との接続
- ② 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用
- ③ 卸電気通信役務の提供

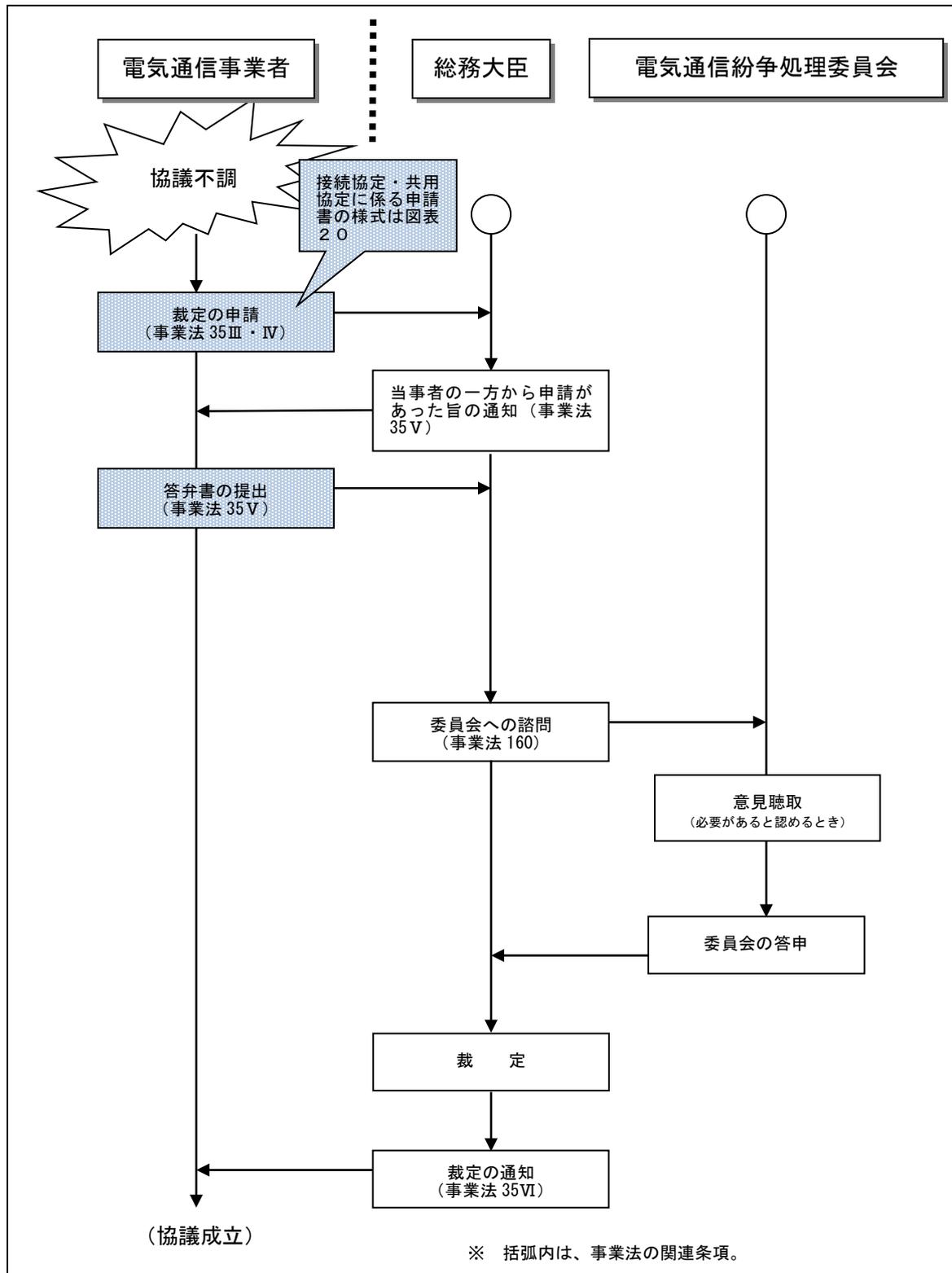
ただし、当事者が仲裁の申請をした後は、申請することができない（事業法第35条第3項ただし書（事業法第38条第2項及び第39条で準用。))。

なお、申請に先立って協議命令の手続がとられている必要はない。

(3) 手続

接続協定等に関する細目の裁定の手続の概要は、図表19のとおりである。

図表19 接続協定等に関する細目の裁定の手続の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとする電気通信事業者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第23条の15、第25条の4及び第25条の8）。

なお、申請書の様式は、事業法施行規則の様式第17の7、様式第18の4及び様式第19に定められており、様式第17の7は図表20のとおりである。

(イ) 申請の窓口

申請は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課となっている。

申請は、このほか、申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこともできる（事業法施行規則第69条第1項）。

この場合の具体的な申立書の提出先は、総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課電気通信事業担当となっている。

図表 20 接続協定・共用協定に関する裁定申請書

接続
共用 協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信設備の接続
共用 に関する協議が不調のため、電気通信事業法（注1）の規定により、次のとおり
裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第35条第3項
- (2) 第35条第4項
- (3) 第38条第2項において準用する同法第35条第3項
- (4) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 他方当事者への通知及び答弁書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる電気通信事業者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた当事者は、総務大臣の指定した期間内に、一方当事者が裁定を求めた事項に関する自らの答弁を記載した答弁書（様式適宜）を提出することができる（事業法第35条第5項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。））。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は裁定を行う。総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当事者に通知する（事業法第35条第6項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。））。

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

ただし、上記裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額については、当事者間の利害に関わる争いが中心であって、行政機関を訴訟に参加させる必要性が必ずしも大きくなく、むしろ当事者間で全面的かつ最終的な解決を図ることが妥当であるため、その金額に不服のある者は、その裁定があったことを知った日から6月以内に、他の当事者を被告とした訴え（当事者訴訟）をもってその金額の増減を請求することとしている（事業法第35条第8項及び第9項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。））。

また、上記の趣旨から、行政内部で判断するよりも裁判所の判断に委ねることが合理的であるため、上記裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができないとしている（事業法第35条第10項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。））。

3 土地等の使用に関する協議認可

(1) 趣旨

事業法には、事業用の線路設置を円滑に実現するために、他人の土地や工作物の使用に関する規定（事業法第128条から第143条まで）が設けられている。これらの規定の運用に当たっては、土地・工作物の所有者・使用者の私権を制限することになり、認定電気通信事業者¹¹と土地・工作物の所有者・使用者との間で紛争が想定されることから、その解決のために協議認可及び裁定の制度が設けられている。

他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）の使用に係る協議認可制度は、認定電気通信事業者がその事業に用いる線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）の設置を円滑に実現するため、土地等の使用権の設定に関する協議又はその期間を延長するための協議を求める手続を定めるものである。

なお、空中線のうち、主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限り、この手続の対象に含めることとされた（事業法第128条第1項）。

土地等の使用権の内容は、土地等の所有者・使用者との協議又は総務大臣の裁定において確定することになる。

本来、土地等の使用は、私法上の契約により賃借権等を設定することにより行うべきものであるが、認定電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致すること、線路の設置に当たり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、また、多数の電柱等

¹¹ 認定電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者であって、他人の土地や工作物の使用に関する事業法の規定の適用を受けるため、総務大臣から認定を受けた者のこと（事業法第117条第1項、第120条第1項）。

なお、認定は、次の①から③のいずれにも適合しているときでなければしてはならないとされている（事業法第119条）。

- ① 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- ② 申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること。
- ③ 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる事業法第9条の登録若しくは第13条第1項の変更登録を受け、又は第16条第1項若しくは第3項の届出をしていること。

を設置するため多数の権利者との間で土地収用法（昭和26年法律第219号）の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、他方、土地等の使用を認めても、電柱等の占有面積が小さいことから、生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されて、簡便な制度が設けられているものである。

したがって、私法上の契約により賃借権等を設定することにより土地等を使用することができない場合に限って、この手続がとられることになる。

（2）対象となる土地等の利用

総務大臣の協議認可は、認定電気通信事業者が、隔地者間の通信のための線路を設置するために土地等（次の①～⑧を除く。）を利用することについて申請することができる（事業法第128条第1項、事業法施行令第6条）。

- ① 行政財産（国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第3項）
- ② 公共空地（港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項第1号）
- ③ 道路及び道路予定区域（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項及び第91条第2項）
- ④ 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項及び第33条第4項）
- ⑤ 河川区域及び河川予定地内の土地（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第56条第1項）
- ⑥ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日条約第7号）第2条第1項の施設及び区域
- ⑦ 国有財産法第3条第3項に規定する普通財産であって、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（②～⑥に該当するものを除く。）
- ⑧ 地方自治法第238条第4項に規定する普通財産であって、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（②～⑥に該当するものを除く。）

ア 申請

(ア) 申請書の提出

申請しようとする認定電気通信事業者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第41条及び様式第39）。

なお、申請書の様式は図表22のとおりである。

(イ) 申請の窓口

申請は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局事業政策課となっている。

図表 2 2 土地等の使用に関する認可申請書

土地等	使 用 継続使用	認可申請書	年 月 日
総務大臣 殿			
(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)			
電気通信事業法第128条第1項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
1 土地等の種類及び所在地			
2 土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者)の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所			
3 使用開始の時期			
4 線路の位置、種類及び数			
5 土地等の 使 用 継続使用 の認可を申請する理由			
6 その他参考となる事項			
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。			

イ 総務大臣による意見聴取

総務大臣は、認可の申請があった場合で必要があると認めるときには、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について認可申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）から意見を聴取する（事業法第128条第4項）。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、協議認可について委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、協議認可について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の認可

委員会の答申を受けた総務大臣は、認定電気通信事業者がその土地等を利用することが必要かつ適当であり、認定電気通信事業者が土地等の所有者・使用者による利用を著しく妨げない限度においてその土地等を使用する場合に、公益性と土地等の所有者・使用者の受忍限度とを比較衡量して認可を行う（事業法第128条第1項及び第2項）。

特に、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者（以下「設備保有者」という。）の所有する電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔¹²等の使用に関しては、設備保有者による当該設備の利用を著しく妨げ得ることを理由に貸与を拒否できる場合が、次のとおり列挙されている（公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月1日策定）（以下「使用指針」という。）第3条）。

- ① 申請者が使用を希望する区間又は場所に現に空きが無い場合
- ② 設備保有者が5年以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合
- ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の

¹² 鉄塔（空中線を設置するために使用することができる設備）については、電気通信事業者が所有している場合に限り使用指針の対象となる（使用指針第1条第3項）。

予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合

- ⑤ 事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- ⑥ 事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- ⑦ 事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合
- ⑧ ⑥のほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- ⑨ その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ強い場合

協議認可によって設定される使用権は、次のようなものになる。

- ① 他の法律によって土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等では当該事業のための利用が優先される（事業法第128条第2項）。
- ② 工作物については、線路の支持のための利用の場合に限られる（事業法第128条第2項）。
- ③ 存続期間は15年（地下工作物（地下ケーブル、管路、とう道、マンホール、ハンドホール等）又は鉄鋼若しくはコンクリート造りの地上工作物の設置のためのもの場合は50年）。ただし、協議又は裁定によってこれより短い期間とすることもできる（事業法第128条第3項）。

総務大臣は、認可を行ったときは、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について認可を行った場合は、行政財産等の管理者等を含む。）にその旨を通知し、公告する（事業法第128条第5項）。

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求

をすることができる。

オ 協議の成立

認可の後、協議が成立したときは、当事者である認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者は、図表 2 3 の様式により、協議において定めた事項を総務大臣に届け出る（事業法第 1 2 8 条第 6 項、事業法施行規則第 4 2 条及び様式第 4 0）。

具体的な届出書の提出先は、総務省総合通信基盤局事業政策課となっている。

届出があったときは、その届出の内容に従い、認定電気通信事業者は、土地等の使用权を取得し、又は使用权の存続期間が延長される（事業法第 1 2 8 条第 7 項）。

なお、認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者は、合意により使用权を消滅させた場合は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届けなければならない（事業法第 1 2 8 条第 8 項）。

図表 2 3 土地等の使用の協議成立届出書

土地等	使 用 継続使用	の協議成立届出書	年 月 日
総務大臣 殿		認定電気通信事業者 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。) 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)	
年 月 日認可があつた土地等の		使 用 継続使用	について、下記のとおり、協議が成立したので、電気通信事業法第128条第6項の規定により、届け出ます。
記			
1 土地等の種類及び所在地			
2 使用開始の時期及び使用期間			
3 線路の位置、種類及び数			
4 その他参考となる事項			
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。			

4 土地等の使用に関する裁定

(1) 趣旨

土地等の使用に係る裁定制度は、協議認可を受けて協議を行っても協議が不調又は不能の場合に、使用権の内容を総務大臣が裁定することにより、迅速に確定させる制度である。

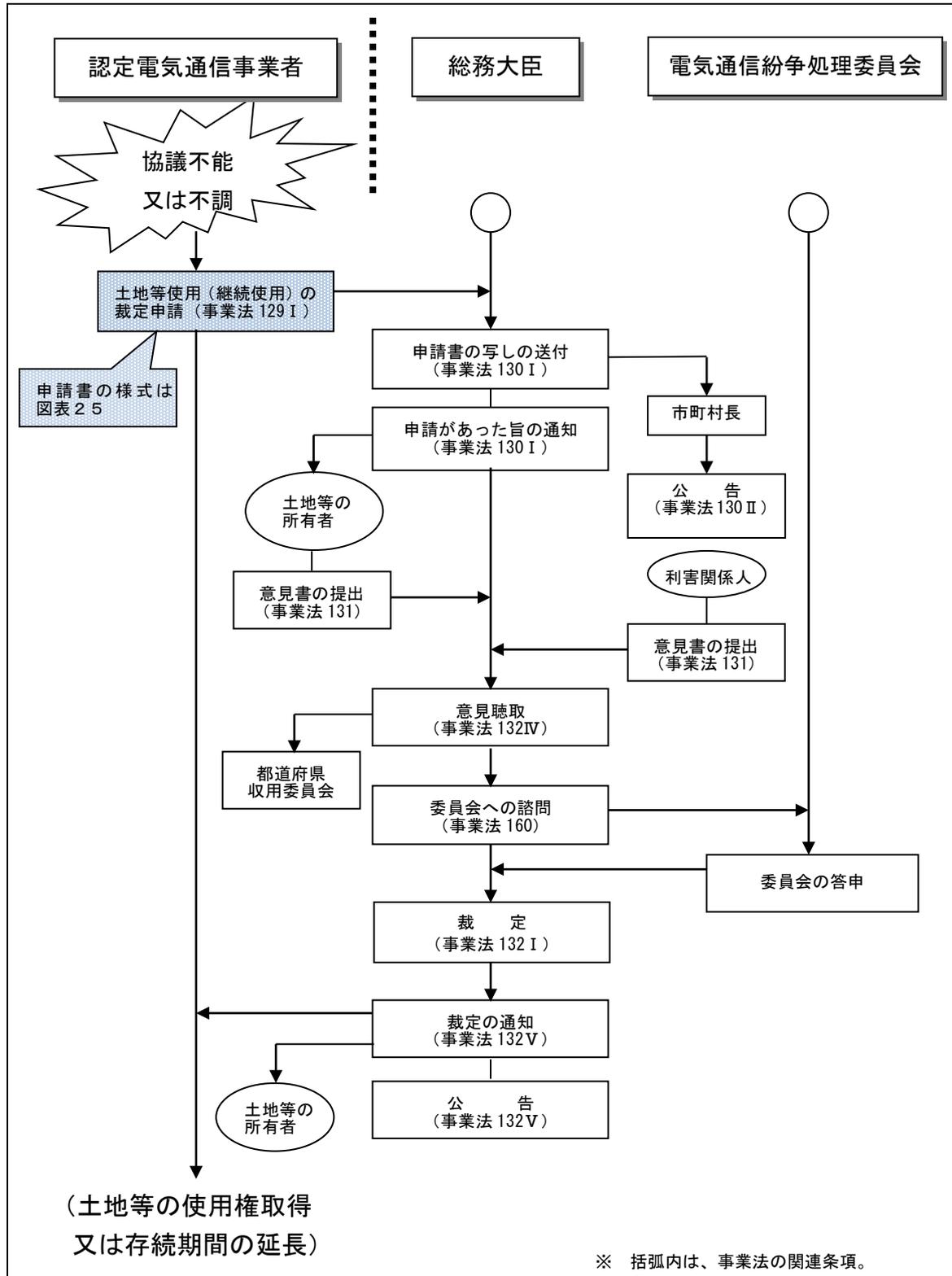
(2) 対象となる場合

認定電気通信事業者は、協議認可を受けて協議を行っても土地等の所有者・使用者との間で使用権についての協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、協議認可から3月以内に総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第129条第1項）。

(3) 手続

土地等の使用に関する裁定の手続の概要は、図表24のとおりである。

図表24 土地等の使用に関する裁定の手続の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとする認定電気通信事業者は、申請書の正本1通、副本1通（使用しようとする土地等が2以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）にまたがる場合には、その数と同数通。）に必要事項を記載して、工事計画書及び工事計画を表示する図面をそれぞれに添えて（使用権存続期間延長の場合には、添付不要）提出しなければならない（事業法施行規則第43条、第47条の2及び様式第41）。

なお、申請書の様式は図表25のとおりである。

認定電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる（事業法第129条第2項）。

(イ) 申請の窓口

申請書は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は総務省総合通信基盤局事業政策課となっている。

図表 2 5 土地等の使用に関する裁定申請書

土地等	使 用 継続使用	裁定申請書	年 月 日
総務大臣 殿			
			(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)
年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議が			不調 不能
のため、電気通信事業法第129条第			
1 項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。			
記			
1 土地等の種類及び所在地			
2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所			
3 使用開始の時期及び使用期間			
4 線路の位置、種類及び数			
5 協議の不調又は不能の理由			
6 その他参考となる事項			
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。			

イ 意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、3日以内に、申請書の写しを当該市町村長等に送付するとともに、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第130条第1項）。

市町村長等は、総務大臣から申請書の写しを受け取ったときは、3日以内にその旨を公告し、公告の日から1週間、送付された写しを公衆の縦覧に供する（事業法第130条第2項）。

また、市町村長等は、公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告する（事業法第130条第3項）。

土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）その他利害関係人は、上記公告の日から10日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第131条）。

ウ 都道府県収用委員会からの意見聴取

総務大臣は、土地等の使用権の対価の額、対価の支払の時期及び方法について、都道府県の収用委員会から意見聴取を行う（事業法第132条第4項）。

エ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

オ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は、次の事項について裁定を行い、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第132条第1項、第2項及び第5項）。

- ① 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲
- ② 線路の種類及び数
- ③ 使用開始の時期
- ④ 使用権の存続期間を定めたときは、その期間（設備保有者の設備については原則として5年間とする（使用指針第4条。））
- ⑤ 対価の額並びにその支払の時期及び方法

なお、対価の額については、次の基準により決定することとされている（事業法第132条第4項、事業法施行令第8条及び別表第1）。

- ① 山林については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）
裸線又は被覆線	本柱1本ごとに	1,210円
ケーブル	本柱1本ごとに	870円

- ② 山林以外の土地については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）				
		田	畑	塩田	宅地	その他
本柱	木柱(H柱又は人形柱を除く。)、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	H柱又は人形柱1本ごとに	3,740円	3,460円	720円	3,000円	360円
支線又は支柱	1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	ハンドホール又はマンホール1個ごとに	3,740円	3,460円	720円	3,000円	360円
その他の設備	使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円

③ 土地に定着する工作物については、次のとおり。

ア) 建物等

線路を支持する場所1箇所ごとに 年額1,500円

イ) 電柱・管路等（使用指針第6条第1項及び第2項並びに別表）

設備保有者の設備については、設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとなっている。

なお、上記設備保有者が当該設備使用料の実際の算定に当たって次式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により設備使用料を算定している場合には当該方法によるものとなっている。

- 1 $A = (B_x + C) \times (D_z / D_x) \times F$
- 2 $A = (B_x + C) \times (E_z / E_x) \times F$
- 3 $A = (B_x + C) \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y) \times F$
- 4 $A = \{B_z + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 5 $A = \{B_z + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 6 $A = \{B_z + C \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y)\} \times F$
- 7 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 8 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 9 $A = \{B_y + C \times (E_y / E_x)\} \times (D_z / D_y) \times F$

注1 上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- A 設備使用料
- B_x 保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B_y 一定地域におけるすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B_z 提供する設備に係る減価償却費
- C 保有するすべての同種設備に係る原価の額のうち、保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額
- D_x 保有するすべての同種設備の総量
- D_y 一定地域におけるすべての同種設備の総量
- D_z 提供する設備の量
- E_x 保有するすべての同種設備の価額の総額
- E_y 一定地域におけるすべての同種設備の価額の総額
- E_z 提供する設備の価額
- F 提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注2 設備の価額については、再調達価額（設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額）、取得価額又は正味価額（取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額）のいずれかを採用することができる。

注3 原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。（例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。）

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

ただし、上記裁定のうち対価の額については、当事者間の利害に関わる争いが中心であって、行政機関を訴訟に参加させる必要性が必ずしも大きくなく、むしろ当事者間で全面的かつ最終的な解決を図ることが妥当であるた

め、その額に不服のある者は、その裁定があったことを知った日から6月以内に、他の当事者を被告とした訴え（当事者訴訟）をもってその額の増減を請求することとしている（事業法第35条第8項及び第9項（事業法第132条第8項で準用。))。

また、上記の趣旨から、行政内部で判断するよりも裁判所の判断に委ねることが合理的であるため、上記裁定についての審査請求においては、対価の額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができないとしている（事業法第35条第10項（事業法第132条第8項で準用。))。

5 線路の移転その他支障の除去に関する裁定

(1) 趣旨

使用権に基づいて線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者・使用者は、認定電気通信事業者に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができ（事業法第138条第1項）、認定電気通信事業者は、請求された措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同措置を行わなければならないとされている（事業法第138条第2項）。

支障の除去に関する裁定制度は、この認定電気通信事業者の支障の除去に必要な措置について、当事者間で協議が不調又は不能の場合に、支障の除去に必要な措置を総務大臣が裁定し、それに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間に協議が調ったものとみなすことによって、迅速に解決するものである。

(2) 対象となる場合

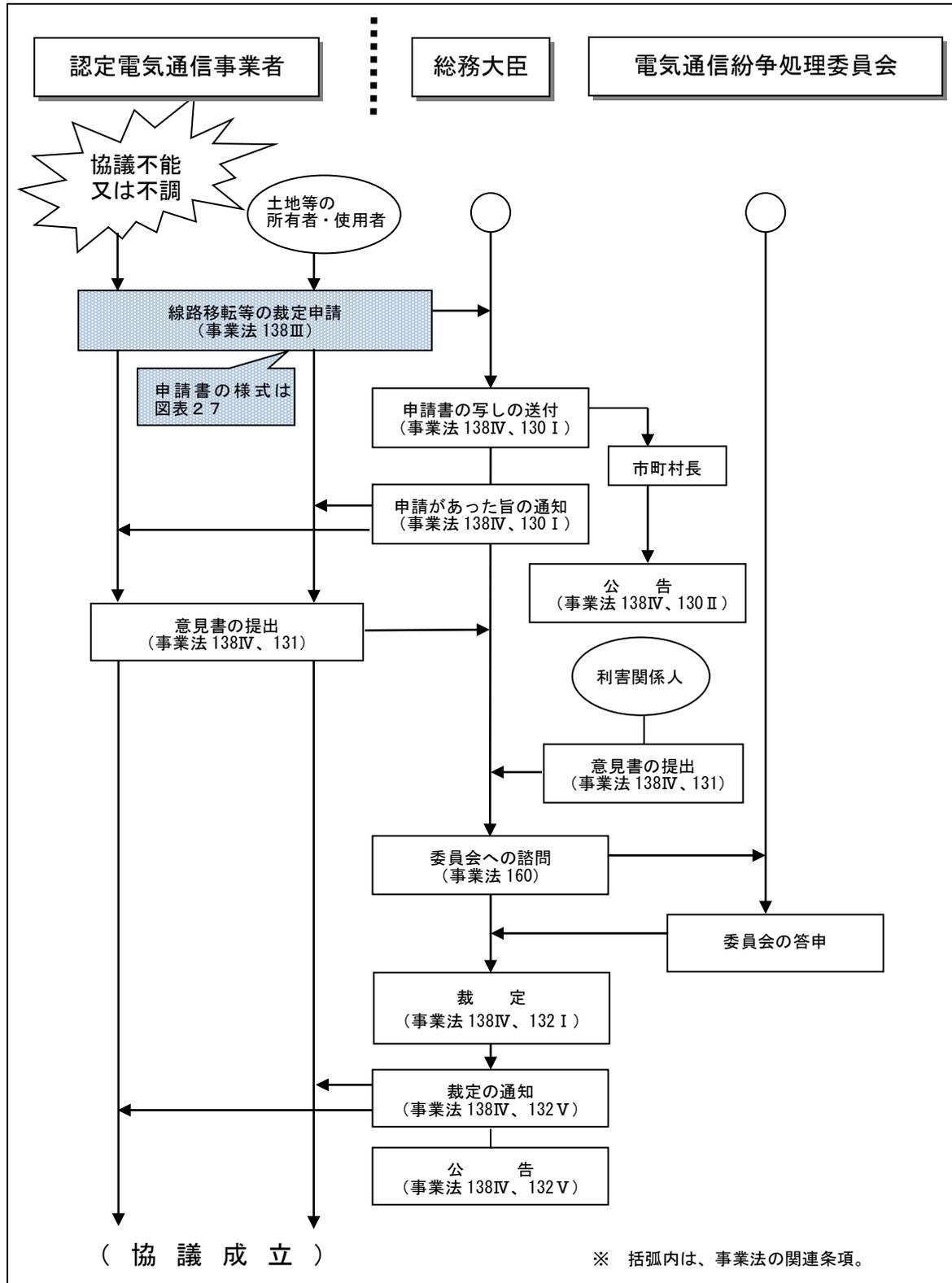
認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者は、次の要件をともに満たす場合に、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第138条第3項）。

- ① 協議認可を受けて使用権の設定された土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、当該使用権に基づいて設置されている線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったとき。
- ② その支障の除去に必要な措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき。

(3) 手続

線路移転等に関する裁定の手続の概要は、図表26のとおりである。

図表26 線路移転等に関する裁定の手続の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとする者は、申請書正本1通、副本1通（使用しようとする土地等が2以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）にまたがる場合には、その数と同数通。）に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第47条、第47条の2及び様式第45）。

なお、申請書の様式は図表27のとおりである。

(イ) 申請の窓口

申請書は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局事業政策課となっている。

図表 2 7 線路移転等裁定申請書

線路移転等裁定申請書	
	年 月 日
総務大臣 殿	
	(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)
線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が	不調 不能
3項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。	のため、電気通信事業法第138条第
	記
1	土地の種類及び所在地
2	相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
3	線路の位置、種類及び数
4	支障の除去を必要とする理由
5	支障の除去に必要な措置の概要及び時期
6	支障の除去に要する費用及びその内訳
7	費用の分担区分に関する意見及びその理由
8	協議の不調又は不能の理由
9	その他参考となる事項
注1	申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの1人を代表者とし、その旨を記載すること。
2	「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。
3	用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、3日以内に、申請書の写しを当該市町村長等に送付するとともに、他方当事者である認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第130条第1項（事業法第138条第4項で準用。））。

市町村長等は、総務大臣から申請書の写しを受け取ったときは、3日以内にその旨を公告し、公告の日から1週間、送付された写しを公衆の縦覧に供する（事業法第138条第4項で準用する事業法第130条第2項）。

また、市町村長等は、公告をしたときは、公告をした日を総務大臣に報告する（事業法第130条第3項（事業法第138条第4項で準用。））。

土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は行政財産等の管理者等を含む。）その他利害関係人は、上記公告の日から10日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第131条（事業法第138条第4項で準用。））。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は、認定電気通信事業者が、土地等の所有者・使用者が請求した線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきか否かについて裁定を行う（事業法第132条第1項（事業法第138条第4項で準用。））。

措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期を定めなければならない。また、措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者・使用者が負担すべき旨を決定することがある（その場合には、負担額、支払の時期・方法を決定する。）（事業法第138条第5項及び第6項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第132条第5項（事業法第138条第4項で準用。))。

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

ただし、上記裁定のうち費用の負担の額については、当事者間の利害に関わる争いが中心であって、行政機関を訴訟に参加させる必要性が必ずしも大きくなく、むしろ当事者間で全面的かつ最終的な解決を図ることが妥当であるため、その額に不服のある者は、その裁定があったことを知った日から6月以内に、他の当事者を被告とした訴え（当事者訴訟）をもってその額の増減を請求することとしている（事業法第35条第8項及び第9項（事業法第138条第8項で準用。))。

また、上記の趣旨から、行政内部で判断するよりも裁判所の判断に委ねることが合理的であるため、上記裁定についての審査請求においては、費用の負担の額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができな

6 電気通信事業者に対する業務改善命令等

(1) 趣旨

基礎的電気通信役務等の料金等の提供条件、第一種指定電気通信設備等に関する接続料・接続条件等については、届出や認可の対象とされているが、その適正性を担保するため、その内容に問題があるときは、総務大臣が変更の命令・勧告ができる。

また、総務大臣は、電気通信事業者等の業務の方法等が不適切で、利用者の利益や公共の利益が阻害されていると認めるときは業務の方法の改善等を、法令に違反する行為があると認めるときは当該行為の停止・変更、業務の方法の改善等を、電気通信事業者等に対し、命ずることができる。

これらの命令等を発動する場面は、その多くが電気通信事業者間の紛争に端を発するものであることから、電気通信事業者間の紛争のあっせん・仲裁及び裁定等に係る審議を通じて専門的知識の蓄積を踏まえた公正で適切かつ整合性のとれた判断を可能とするため、委員会がこれらの事後的処分に係る諮問を受けることとされている。

(2) 委員会に諮問がなされる命令等

事業法第160条第2号に掲げる次の①から⑩までの命令等については、総務大臣は委員会に諮問しなければならない。

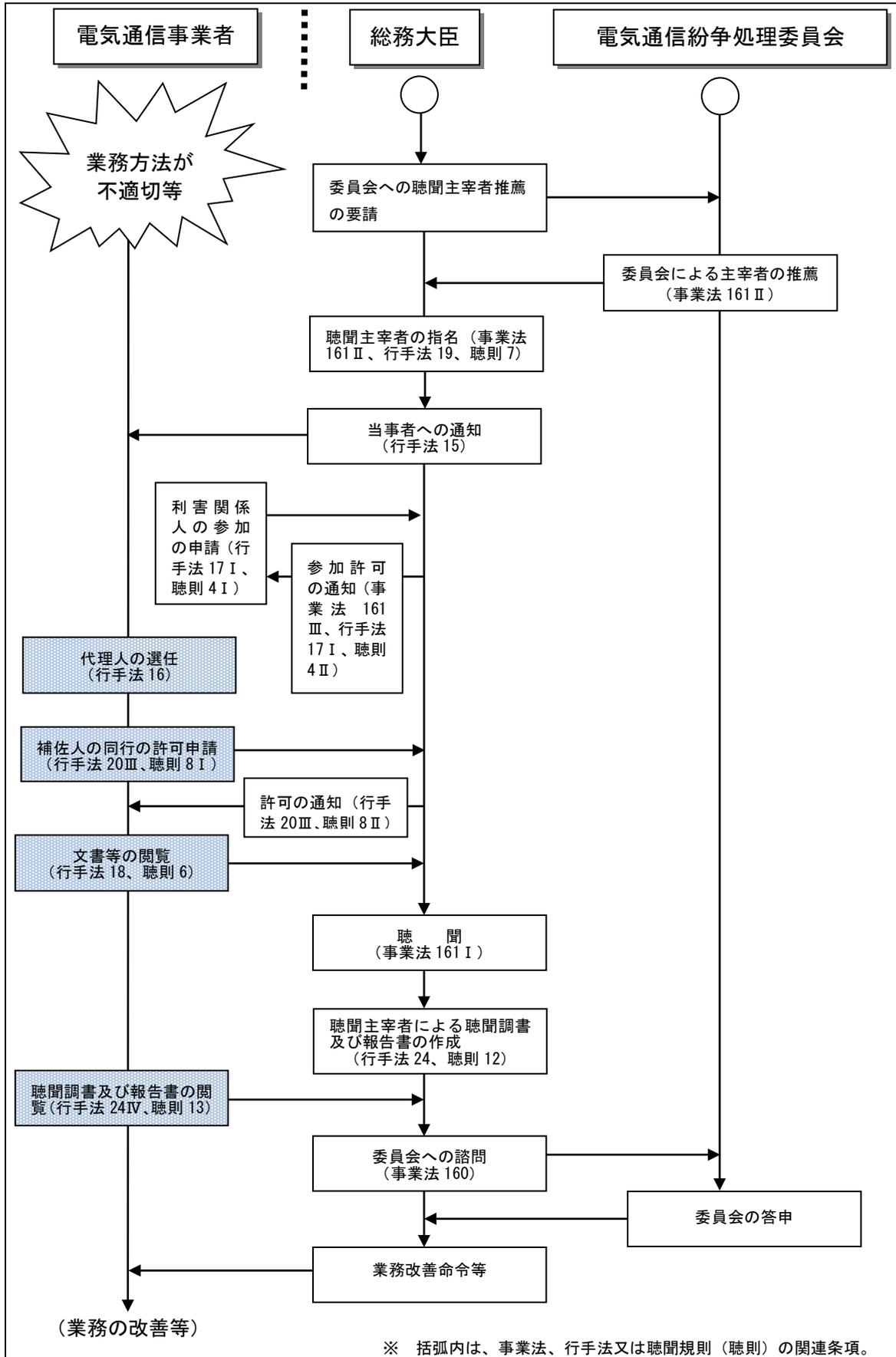
- ① 契約約款変更命令（事業法第19条第2項及び第20条第3項）
- ② 特定電気通信役務の料金変更命令（事業法第21条第4項）
- ③ 業務改善命令（事業法第29条第1項¹³）
- ④ 禁止行為停止・変更（措置）命令（事業法第30条第5項及び第31条第4項）
- ⑤ 接続約款変更認可申請命令（事業法第33条第6項）
- ⑥ 接続約款変更命令（事業法第33条第8項及び第34条第3項）
- ⑦ 網機能計画変更勧告（事業法第36条第3項）
- ⑧ 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者への業務改善命令（事業法第39条の3第2項）
- ⑨ 電気通信設備統括管理者の解任命令（事業法第44条の5）
- ⑩ 認定電気通信事業者への業務改善命令（事業法第121条第2項）

¹³ 事業法第29条第2項に基づく業務改善命令に当たって、委員会に諮問はされない。

(3) 手続

電気通信事業者に対する業務改善命令等の手続の概要は、図表 28 のとおりである。

図表 28 電気通信事業者に対する業務改善命令等の手続の概要



ア 総務大臣による聴聞

総務大臣は、(2)の命令等をしようとするときは、第2章第1節1(3)イで述べた協議命令の場合と同様の聴聞の手続をとる(行手法第13条又は事業法第161条)。

これらの命令等については、利害関係者からの意見申出(後述<参考>)を端緒とする場合のほか、総務大臣の職権により行われる場合もある。

イ 委員会の審議・答申

総務大臣は、(2)の命令等について委員会に諮問しなければならない(事業法第160条)。

委員会は、審議(必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う(運営規程第11条。))の上、諮問された措置について総務大臣に答申を行う。

ウ 総務大臣の業務改善命令等

委員会の答申を受けた総務大臣は、必要な命令等を行う。

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

<参考> 総務大臣に対する意見申出制度

(1) 趣旨

総務大臣に対する意見申出制度は、電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「電気通信事業者等」という。)のサービス等に関して苦情その他の意見がある者が、これを総務大臣に申し出て処理を求めることで、問題解決を目指す制度である。

一般の利用者だけでなく、電気通信事業者も他の電気通信事業者の役務提供条件等に関して意見の申出をすることができるため、電気通信事業者間で紛争が生じた場合の紛争解決手段として、この制度を活用することが有用と考えら

れる。

なお、意見申出制度の運用方針について、平成19年12月21日に「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」が策定され、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入している。

(2) 対象となる事項

次の事項に関し苦情その他の意見のある者は、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

- ① 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件
- ② 電気通信事業者等の業務の方法

(3) 手続

ア 申出

(ア) 意見申出書の提出

意見の申出をしようとする者は、意見申出書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第64条の2及び様式第52）。

なお、意見申出書の様式は図表29のとおりである。

(イ) 意見申出の窓口

意見の申出は総務大臣に対して行うものであるが、具体的な意見申出書の提出先は、各総合通信局等の申出受付窓口（総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課電気通信事業担当）又は総務省総合通信基盤局総務課（申出をする者が電気通信事業者である場合）若しくは総務省総合通信基盤局消費者行政第一課（申出をする者が電気通信事業者でない場合）となっている。

図表 29 意見申出書

意見申出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
 (ふりがな)
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第172条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の電気通信事業者等の氏名又は名称及び住所	
申出の内容	
申出の理由	
その他参考となるべき事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 処理

(ア) 是正の措置

総務大臣は、意見の申出があったときには、これを誠実に処理する（事業法第172条第2項）。

総務大臣は、意見の申出に係る事項について、意見の申出のあった日から、速やかに処理を終了するよう努める。

処理に当たっては、必要に応じ、事業法に基づき、電気通信事業登録取消、契約約款変更命令、業務改善命令等の措置を行ったり、また、行政指導を行うなどの手続をとる。

不利益処分を行う場合には、第2章第1節1（3）イで述べた協議命令の場合と同様の聴聞の手続がとられる（事業法第161条）ほか、第2章第1節6（2）の命令等を行う場合には、委員会に諮問がなされる（事業法第160条第2号）。

電気通信事業登録取消、契約約款変更命令、業務改善命令等が行われる場合として想定される行為については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（令和2年7月4日）において例示が行われている。

(イ) 公正取引委員会への連絡

以上のほか、意見の申出に係る事案に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）上問題となる可能性があると判断した場合には、総務省は、申出者の希望を踏まえ、公正取引委員会に連絡する（「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」IV）。

(ウ) 結果の公表

総務大臣は、意見の申出の処理を終了したときは、その結果を、申出をした者に通知する（事業法第172条第2項）。

第2節 放送法関係

1 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

(1) 趣旨

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定制度は、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間で、地上基幹放送の再放送の同意について、協議が不能又は不調の場合において、ケーブルテレビ事業者等から申請があったときに、総務大臣がこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

(2) 対象となる場合

地上基幹放送の再放送の同意に関する総務大臣の裁定は、ケーブルテレビ事業者等が基幹放送事業者の地上基幹放送を受信してする再放送に係る当該基幹放送事業者の同意について、次のいずれかの場合に、ケーブルテレビ事業者等が申請することができる（放送法第144条第1項）。

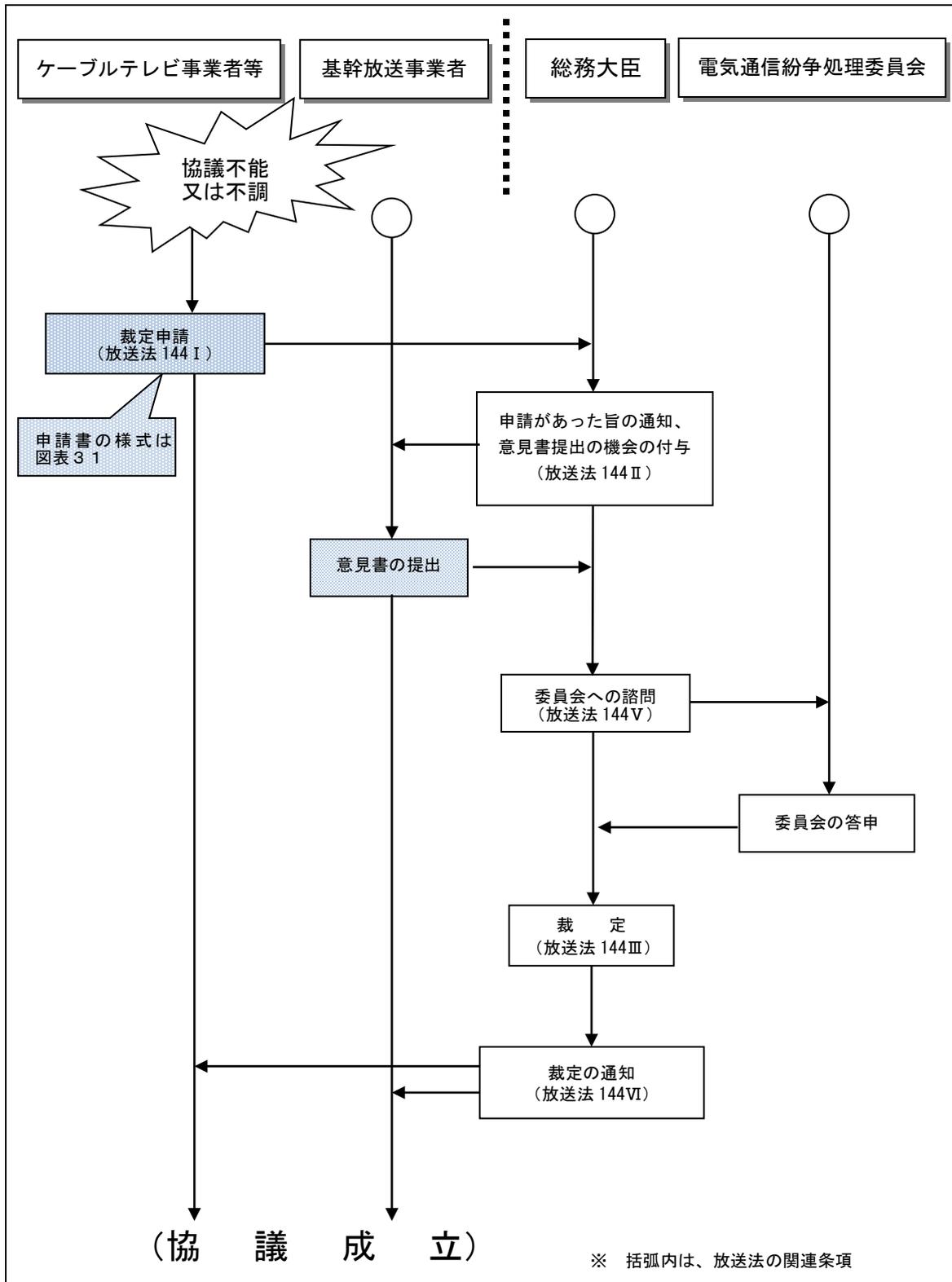
- ① ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき。
- ② 協議は開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、申請することができない（放送法第144条第1項ただし書）。

(3) 手続

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の手続の概要は、図表30のとおりである。

図表 30 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の手續の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとするケーブルテレビ事業者等は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第166条及び別表第51号）。

なお、申請書の様式は図表31のとおりである。

(イ) 申請の窓口

総務大臣に対する裁定の申請は、申請しようとするケーブルテレビ事業者等が行おうとする再放送の業務区域（当該区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこととされている（放送法施行規則第216条第1項第1号）。

具体的な申請書の提出先は、総合通信局については有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあつては放送課）、沖縄総合通信事務所については情報通信課放送担当となっている。

図表 3 1 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定申請書

裁定申請書		年 月 日
総務大臣 殿	郵便番号	
	住所	
	(ふりがな)	
	氏名 (法人又は団体にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
再放送同意について協議が	不調 ^{注1} 不能	のため、放送法第 144 条第 1 項の規定により、
下記のとおり裁定を申請します。		
記		
1 申請に係る基幹放送事業者の氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所		
2 申請に係る再放送の概要		
(1) 再放送しようとするテレビジョン放送		
(2) 再放送を行おうとする区域		
(3) 再放送の実施の方法		
(4) 申請者が希望する再放送の開始期日		
3 協議の経過		
4 その他参考となる事項		
注 1 不要の文字は、抹消すること。		
注 2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。		
注 3 「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。		
注 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。		
注 5 該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。		

イ 基幹放送事業者への通知及び意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる基幹放送事業者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた基幹放送事業者は、総務大臣の指定した期間内に、ケーブルテレビ事業者等が裁定を求めている再放送について同意をしない理由等を記載した意見書（様式適宜）を提出することができる（放送法第144条第2項）。

なお、基幹放送事業者の意見書は、基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して提出することとされている（放送法施行規則第216条第1項第2号）。

具体的な申請書の提出先は、総合通信局については有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあつては放送課）、沖縄総合通信事務所については情報通信課放送担当となっている。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問しなければならない（放送法第144条第5項）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は裁定を行う。総務大臣は、基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする（放送法第144条第3項）。

同意をすべき旨の裁定においては、申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない（放送法第144条第4項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知する（放送法第144条第6項）。

一般的に行政庁の処分に対して不服があるときは、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができるが、放送法又はこれに基づく命令の規定による総務大

臣の処分については、極めて専門性技術性を有すること等から、電波法に関する審査請求及び訴訟の制度に準じた扱いとなっている（電波法第83条から第99条まで（放送法第180条で準用。))。

このため、この処分について行政不服審査法第2条の規定により審査請求をした場合、電波監理審議会に付議される。

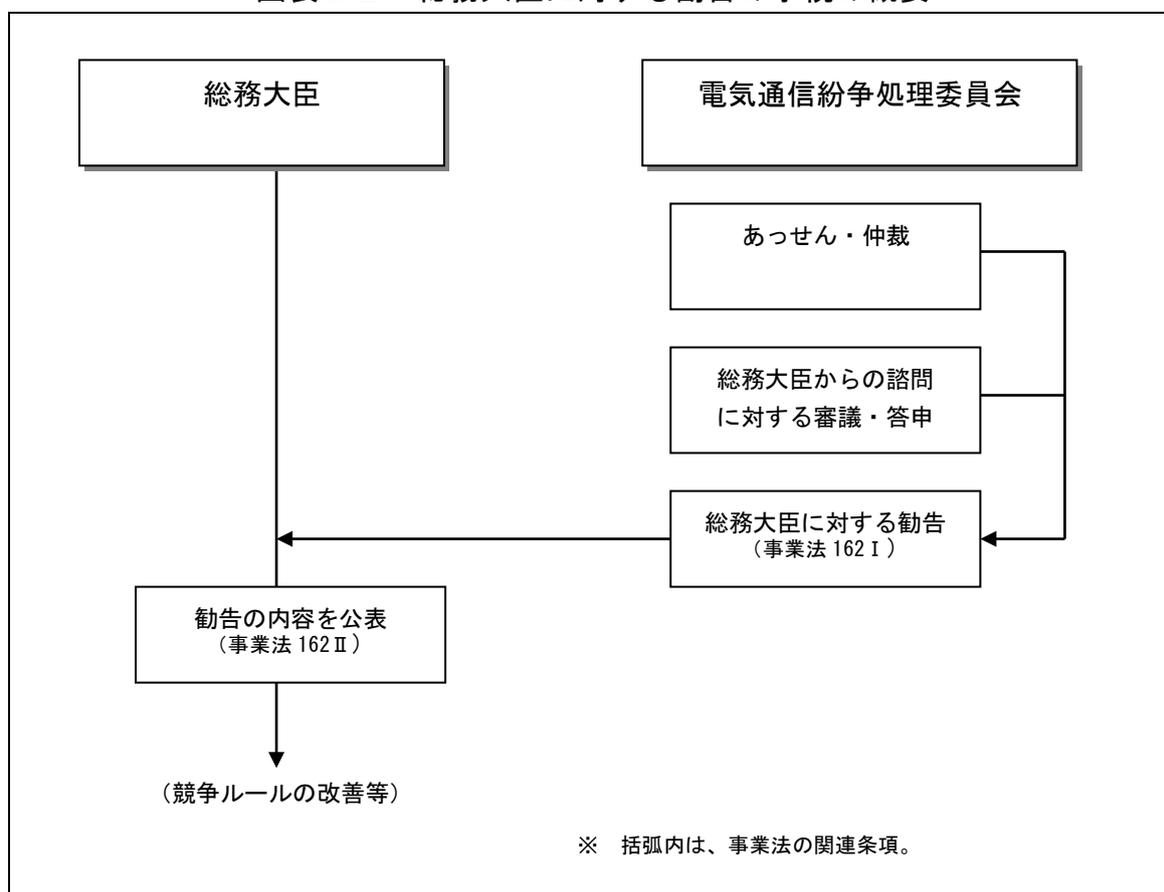
また、この処分については、通常の行政処分と異なり、当該審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しを求める訴訟を提起することができ、その訴訟の中で原処分の違法自体についても主張することができる（電波法第96条の2（放送法第180条で準用。))。

第3章 総務大臣に対する勧告

委員会は、事業法の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し勧告¹⁴をすることができる（事業法第162条第1項）。具体的には、事業法の規定に基づき、あっせん、仲裁又は総務大臣からの諮問に対する審議・答申を行う中で明らかとなった必要な競争ルールの改善点について、改善を求めることなどが想定される。

また、総務大臣は、委員会の勧告を受けたときは、その内容を公表することになっている（事業法第162条第2項）。

図表3-2 総務大臣に対する勧告の手続の概要



¹⁴ 「勧告」とは、ある事柄を申し出て、その申出に沿う行動をとるよう勧め又は促す行為。ここでの「勧告」は、勧告違反に対して法律上の効果があるものではない。